



(仮称) 多摩市文化芸術振興計画
(令和 7 年度～令和 16 年度)

素案



多摩市

今後掲載予定

目 次

1	計画策定にあたって	1
(1)	計画策定の目的	1
(2)	文化芸術にかかる国・都の動向	2
(3)	計画の位置付け	3
(4)	計画期間	4
(5)	計画における文化芸術の範囲	4
2	本市における文化芸術に関する特徴	5
(1)	まちなりたちと、文化芸術の営み	5
(2)	文化資源等分布（文化施設、文化財、パブリックアートなど）	6
(3)	主な文化施設や文化芸術活動が行われている施設	7
(4)	市内の文化活動状況	8
1)	市内の主要3駅周辺の文化活動の状況	8
2)	市内各所における文化活動の状況	10
3)	誰もが文化芸術に触れる活動の状況	12
(5)	文化芸術に関する市民意識にみる現状と課題	13
1)	文化芸術に関するアンケート調査	13
2)	高校生ヒアリング	15
3)	団体ヒアリング	15
4)	多摩市の文化芸術振興における課題	16
3	多摩市文化芸術ビジョン	18
(1)	多摩市文化芸術ビジョン	18
(2)	多摩市文化芸術ビジョンの具体的なイメージ	18
1)	親しみ楽しむ	18
2)	触れる	19
3)	つながり交流する	19
4)	機会がある	20
4	計画の全体像	21
5	施策と取組	22
施策 A	誰もが多様な文化芸術に触れられる環境の創出	22
施策 B	市民の豊かな創造・表現活動の支援	24
施策 C	子どもが文化芸術に触れ、体験する機会の拡充	25
施策 D	多様な主体や他の分野のつながりの推進	27
6	計画の推進に向けて	28
(1)	推進体制	28
1)	庁内体制	28
2)	多摩市文化芸術推進委員会	28
(2)	計画の推進に向けた連携	28
1)	多摩市文化振興財団との連携	28
2)	多様な主体との連携	29
(3)	重点取組項目の設定について	30

1) 重点取組①文化芸術に関する情報の集約と発信	30
2) 重点取組②アーティスト、クリエイター等の活動の支援.....	30
3) 重点取組③児童生徒に向けた文化芸術の鑑賞および体験事業の拡充.....	30
4) 重点取組④文化芸術を通した中高大学生と地域の交流の促進.....	31
5) 重点取組⑤中間支援機能の強化	31
(5) 評価指標.....	32
(6) 計画の推進状況の点検・評価	33
資料編.....	34
資料1 計画策定経過	34
資料2 多摩市文化芸術振興計画有識者会議	37
資料3 多摩市文化芸術振興計画策定委員会	39
資料4 市民アンケート結果	41
資料5 文化芸術団体ヒアリング結果	56
資料6 文化財およびアート一覧	58
資料7 多摩市みんなの文化芸術条例	61
資料8 文化芸術基本法	64



1 計画策定にあたって

(1) 計画策定の目的

多摩市は、文化芸術を通じて生きがいや喜びを共有し、人々が自由に生き生きとした生活を送ることが出来る住みやすい街を目指し、令和3年に「多摩市みんなの文化芸術条例」（以下、「条例」という）を制定しました。

条例前文では、文化芸術の意義について以下のように掲げています。

文化芸術は、私たちの心に潤いと安らぎをもたらしてくれます。創造する力を育て、豊かな個性と自己肯定感を育む力を持っています。次代を担う子どもたちの成長に大きく寄与します。文化芸術に触れることで、感性を豊かにし、共感する心、そして他者を理解する力を養うことができます。また、文化芸術を通じて、地域を越えて人々のつながりを築くこともできます。

このように、文化芸術は、私たちの生活や子どもたちの成長に欠かせないものであり、私たちの住む街の活力となるものです。（条例前文より）

条例の策定を進めていた当時は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大下にありました。ソーシャルディスタンスが求められ、人と人とのつながりや社会的なつながりが制限される中、改めて「文化芸術の必要性」を見直し、制定したものです。

市では、この条例に基づき、文化芸術を通して、性別、国籍、職業、障害の有無、経済状況等に係わらず、乳幼児から高齢者までのあらゆる人々のつながりを生み出し、多摩市に暮らし、多摩市に集う全ての人々が、人生のそれぞれのステージを心豊かに過ごせる街の実現を目指します。

目指す街の実現とともに、近年の社会や環境の急激な変化に柔軟に対応するために、中長期的な視点に基づき、文化芸術の振興に関する施策を推進する計画を策定します。

(2) 文化芸術にかかる国・都の動向

①文化芸術基本法の改正

国は、平成 29（2017）年 6 月に、「文化芸術振興基本法」を「文化芸術基本法」に改正し、翌年 3 月に「第一次文化芸術推進基本計画（第 1 期）」を策定しました。令和 5（2023）年 3 月には、令和 5（2023）年度から令和 9（2027）年度を計画期間とする、「文化芸術推進基本計画（第 2 期）」を策定しました。第 2 期基本計画の重点取組として、ポストコロナの文化芸術活動の推進、次代を担う子どもたちの育成、多様性を尊重した文化芸術の振興などが掲げられています。

②障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

平成 30（2018）年 6 月には、「障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進」を目的として、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成 30 年法律第 47 号）」が施行されました。令和 5（2023）年 3 月には、「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第 2 期）」が策定され、鑑賞・創造の機会の拡大、作品等の発表の機会の確保、相談体制の整備など 11 の施策が掲げられています。

③文化財保護法の改正

平成 30（2018）年に、過疎化や少子高齢化などの社会変化を背景に、文化財の滅失・散逸を防ぐ緊急課題に対応するため、「文化財保護法」が改正されました。未指定の有形・無形文化財をまちづくりに活かしつつ、文化財継承の担い手を確保し、地域全体で保存・活用を進める体制を整備することを目指しています。また、地方の文化財保護行政の推進力強化も図られています。

④文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律

令和 2（2020）年 5 月に文化の振興を観光の振興と地域の活性化につなげ、これによる経済効果が文化の振興に再投資される好循環を創出することを目的に、「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」（「文化観光推進法」）が施行され、地域の文化施設の機能強化を図ることとしています。

⑤博物館法の改正

令和 4（2022）年 4 月には、「博物館法」が改正され、制定時からの基本的な使命である資料収集・保管、展示・教育、調査・研究に加え、「文化芸術基本法」の精神に基づくことも定められています。また、文化観光や国際交流、福祉や産業など多様な分野での活動を推進することで、地域活力の向上に寄与することが示されています。

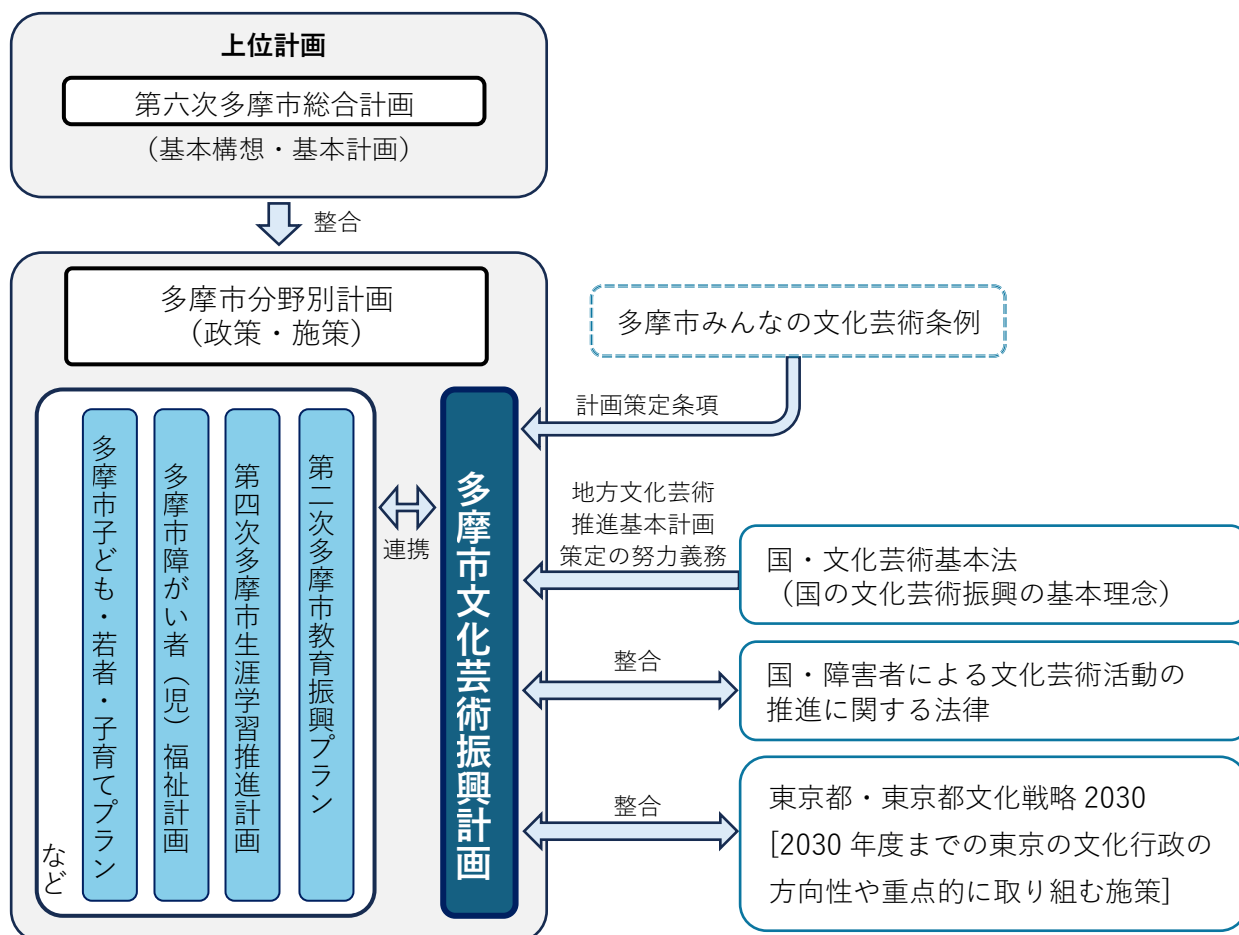
⑥都の動向

東京都は、令和4（2022）年3月に、「東京文化戦略2030（令和4年度～令和12年度）」を策定しました。2040年代における東京のあるべき姿を描き、東京都の文化行政の方向性や重点的に取り組む施策を示しています。4つの戦略（①誰もが芸術文化に身近に触れられる環境を整え、人々の幸せに寄与すること、②芸術文化の力で、人々に喜び、感動、新たな価値の発見をもたらすこと、③国内外のアートシーンの中心として、世界を魅了する創造性を生み出すこと、④アーティストや芸術文化団体等が継続的に活動できる仕組みをつくること）を掲げ、芸術文化をとおして新たな価値を発見し、持続可能な仕組みを作ることで、東京が躍動感や期待感にあふれ、都市としての国際的な魅力の向上や成長につなげていくこととしています。

（3）計画の位置付け

本計画は、平成29（2017）年大幅改正の「文化芸術基本法」第七条の二第1項、および令和3年9月制定の「多摩市みんなの文化芸術条例」第8条に基づく計画であるとともに、「第六次多摩市総合計画（令和5年度）」における文化芸術分野を推進するためのものです。

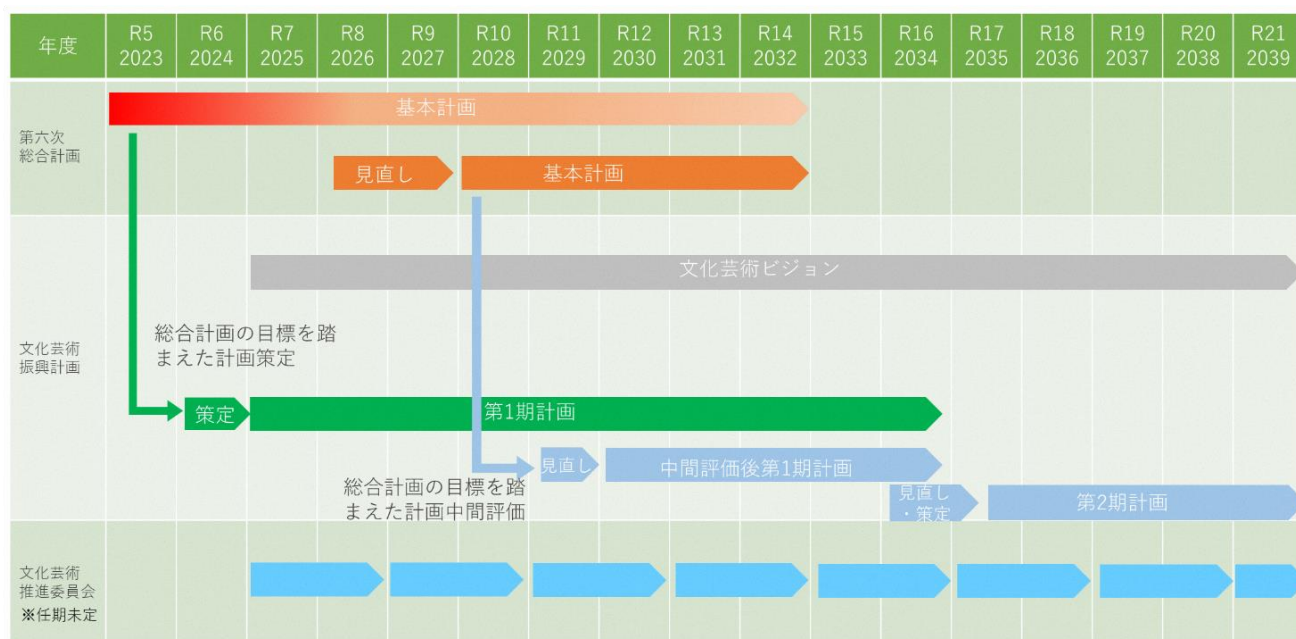
また、本計画は、「第二次多摩市教育振興プラン」、「第四次多摩市生涯学習推進計画」、「多摩市障がい者（児）福祉計画」、「多摩市子ども・若者・子育てプラン」などの関連する計画と整合・連携を図ります。



(4) 計画期間

本計画の期間は、令和 7（2025）年度～令和 16（2034）年度までの 10 年間とします。

今後、新たな課題や環境の変化に対応できるよう、柔軟性をもって施策を推進するとともに、社会・経済状況の変化や、国および東京都の動向、上位計画である「第六次多摩市総合計画」との整合を図りながら、必要が生じた場合には、計画期間内での見直しを行います。

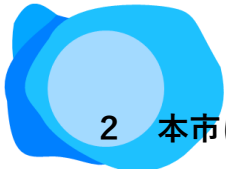


(5) 計画における文化芸術の範囲

本計画における文化芸術の範囲は、「文化芸術基本法」に例示された以下の内容を基本としながら、みどりやイルミネーション等の特徴ある「まちの景観」といった本市固有の文化や、新たに生まれる文化芸術の表現についても含めるものとします。

「文化芸術基本法」より

- ①文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（第 8 条）
- ②映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（メディア芸術）（第 9 条）
- ③雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（第 10 条）
- ④講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（第 11 条）
- ⑤生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化）、
国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽）並びに出版物及びレコード等（第 12 条）
- ⑥有形及び無形の文化財並びにその保存技術（第 13 条）
- ⑦各地域における文化芸術、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（第 14 条）



2 本市における文化芸術に関する特徴

(1) まちのなりたちと、文化芸術の営み

本市は、昭和 46（1971）年 11 月 1 日に市制を施行し、令和 3（2021）年に 50 周年を迎えました。多摩町の頃、多摩丘陵に広がるのどかな農村風景を色濃く残していた人口 3 万人あまりのまちは、高度経済成長期における民間事業者による宅地開発やニュータウン開発等を経て、大きく変貌し、様々な地域から多くの人々が移り住んできました。まちが成長していく過程の中で、代々この街に住んでいる人々と新たに移り住んだ人々が、共に関わり合い、互いにつながりを築き、先人から受け継いだ伝統文化を継承し、また、文化芸術を創出し、市民協働による地域社会づくりを進めました。

こうしたまちのなりたちを背景として、文化芸術の側面においてのいくつかの特徴が挙げられます。まず、本市は、多摩ニュータウン開発により整備された街並みと緑あふれる豊かな自然環境を併せ持った調和のとれた街であり、そうした街ならではの営みとして、公園や遊歩道において、文化芸術活動が野外で行われてきました。著名な芸術家（陶芸家、版画家等）が、本市に魅力を感じ、住まい、活動し、市内にその成果を残されています。また、パルテノン多摩のほか、2つの公民館、9つのコミュニティセンターなどが設置され、これらの施設では、文化芸術に関わる事業が多く実施され、様々な市民や市民団体による多様な活動が活発に行われてきました。中でも本市の文化芸術振興の拠点であるパルテノン多摩は、「文化芸術を通して、みんなが喜び、つながり、まちの魅力を創造する」基本理念のもと大規模改修が行われ、文化芸術を通じた交流の場としての機能が付加され、令和 4 年に再開館し、文化芸術を通じた新たな広場として、さらに市民に広く活用されることが期待されています。

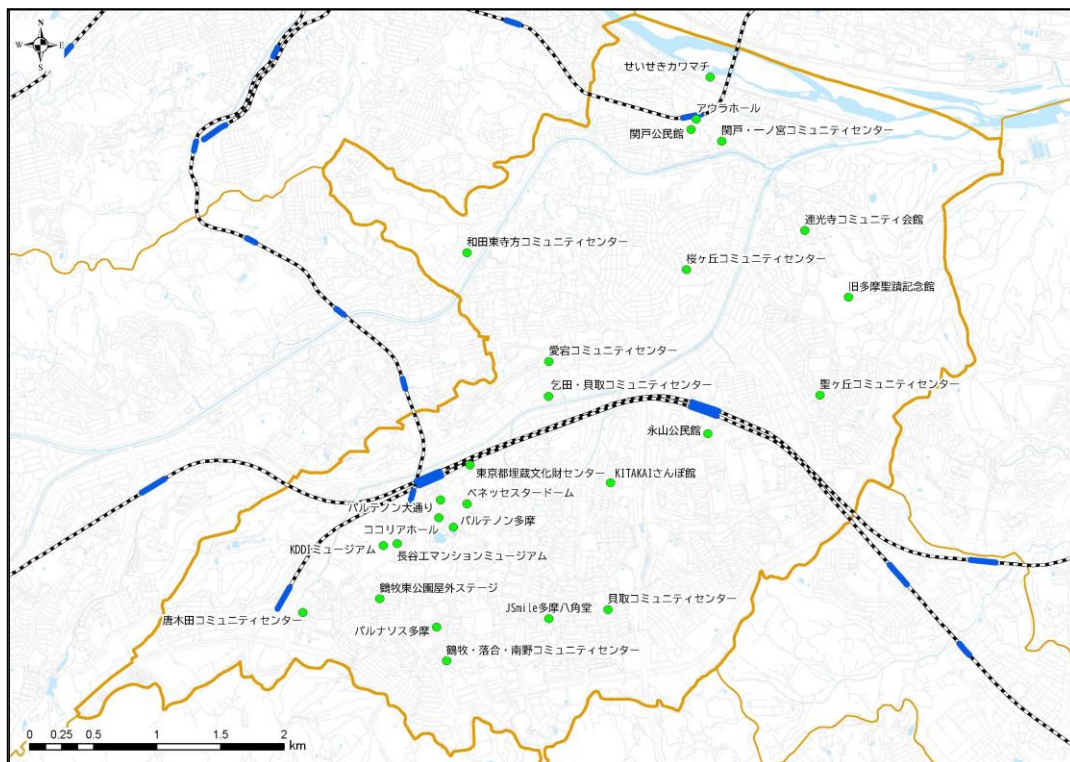
文化資源の面においても、古くは縄文時代に遡る文化財から、街の発展とともに設置されてきたパブリックアート等まで数多く存在しています。例えば、昭和 62 年のパルテノン多摩開館記念イベントで、海外の著名な芸術家と市内の子どもたちが製作した壁画作品「My Town」は、多摩市文化振興財団が保有する貴重な芸術作品として、パルテノン多摩や市外美術館など市内外で展示されています。また、平成初期に収集し、パルテノン多摩内で展示していた 8 つの自動演奏楽器は、改修後、パルテノン多摩と中央図書館のオープンスペースに移転し、ミニコンサートを随時開催するなど、広く市民に親しまれており、今後、多摩中央公園の回遊性の創出へ寄与することも期待されます。このほか、平成 2 年から平成 11 年に開催された「TAMA うるおい美術展」における多摩大賞、市民賞等の数多くの受賞作品は、市内公共施設等で展示しています。

さらに、企業の誘致により、民間企業が運営する特徴あるミュージアムが設立され、市民はもとより、来街者に向けた文化観光資源としても活用が期待されます。

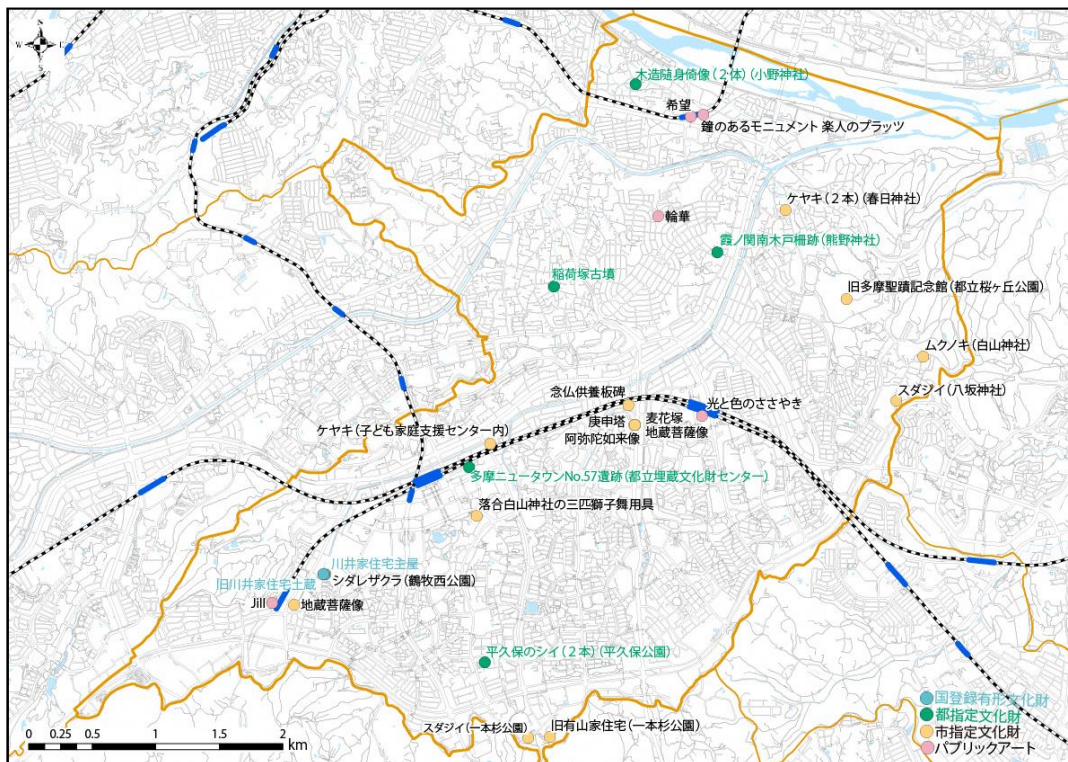
この 50 年の間、社会情勢の変化を背景に街が大きな変貌を遂げていく過程で、多摩市らしい文化芸術の営みが数多く形作られてきました。いまなお、社会情勢に応じて、まちが変わっていくなかで、文化芸術の営みも、新しい形へと変化を遂げていくことが予想されます。

(2) 文化資源等分布（文化施設、文化財、パブリックアートなど）

多摩市の文化資源等（文化施設）



多摩市の文化資源等（文化財、パブリックアート）



出典：国土地理院ウェブサイト (<https://www.gsi.go.jp/kikakuchousei/kikakuchousei40182.html>)

基盤地図情報基本項目を加工して作成

(3) 主な文化施設や文化芸術活動が行われている施設

本市にある主な文化施設や文化芸術活動が行われている施設は次のとおりです。

施設名	種別 ※括弧内は設置者の分類
パルテノン多摩	ホール・展示施設等の複合文化施設(市)
市民活動・交流センター及び多摩ふるさと資料館 (KITAKAI さんぽ館)	生涯学習活動施設及び文化財展示施設 (市)
永山公民館	公民館 (市)
関戸公民館	公民館 (市)
旧多摩聖蹟記念館	歴史的建造物・展示施設 (市)
旧富澤家	古民家文化財 (市)
旧有山家住宅	古民家文化財 (市)
旧加藤家住宅	古民家文化財(市)
サンリオピューロランド	テーマパーク (民)
ベネッセスタードーム	プラネタリウム (民)
長谷工マンションミュージアム	住宅博物館 (民)
KDDI ミュージアム	技術博物館 (民)
東京都埋蔵文化財センター	博物館 (都)
アウラホール	商業施設内ホール (民)
パルナソス多摩	大学設置ホール (民)
ココリアホール	商業施設内ホール (民)
愛宕コミュニティセンター	コミュニティセンター (市)
貝取コミュニティセンター	コミュニティセンター (市)
関戸・一ノ宮コミュニティセンター	コミュニティセンター (市)
乞田・貝取コミュニティセンター	コミュニティセンター (市)
桜ヶ丘コミュニティセンター	コミュニティセンター (市)
聖ヶ丘コミュニティセンター	コミュニティセンター (市)
唐木田コミュニティセンター	コミュニティセンター (市)
鶴牧・落合・南野コミュニティセンター	コミュニティセンター (市)
和田東寺方コミュニティセンター	コミュニティセンター (市)
せいせきカワマチ	屋外スペース (市、国)
パルテノン大通り	屋外スペース (市)
鶴牧東公園屋外ステージ	屋外スペース (市)
J Smile 多摩八角堂	コミュニティ施設 (民)
中央図書館	図書館・貸館 (市)
関戸図書館	図書館・貸館 (市)

上記は、主だった施設を例示しており、このほかに幼稚園、保育園、小中学校、高校、大学、児童館、学童クラブ、地域図書館等が市内には点在しています。

(4) 市内の文化活動状況

多摩市内では、多摩ニュータウン開発に伴って、設置された施設等で根付いた文化芸術活動や、市民発意によって主体的に始まり継続している活動、多摩ニュータウン開発前から実施している活動などが行われています。ここ最近、リニューアルされた施設を中心に、新たな活動も展開されています。

1) 市内の主要3駅周辺の文化活動の状況

①聖蹟桜ヶ丘駅周辺

駅前に立地する関戸公民館では、ホールやギャラリー、茶室等の貸室があり、日常的に市民の文化芸術活動が行われているほか、市民主体の実行委員会と市が共催するイベントとして、「ヴィータコンサート」や「What's JAZZ!」、「多摩演劇フェスティバル“たまには芝居”」、「VITA ふれあいまつり」のほか、多摩市文化団体連合主催による子ども向けの「夏祭り文化体験会」などのイベントが開催されています。

また、駅前大規模商業施設である京王聖蹟桜ヶ丘ショッピングセンターのホールやギャラリー空間においても、市や地域と連携しつつ、様々な文化芸術活動が行われており、地域が主体となった実行委員会の取組として、「せいせき桜まつり」や「せいせき朝顔市」、「音フェス」などのイベントがこれまで継続して、まちなかで行われ、市民が気軽に文化芸術に触れる機会が提供されてきました。

周辺に古くからの地名を残す歴史を感じられるエリアであるとともに、駅周辺の再開発にともなう新しい取組も多く行われています。

本市に制作スタジオを持つ日本アニメーション株式会社と市が共催し、関戸公民館で実施する「ラスカル子ども映画祭」も特徴的なイベントです。さらに、令和4（2022）年9月に設立されたエリアマネジメント法人によって管理される、せいせきカワマチ（多摩川河川敷芝生広場）において、様々な主体が主催する文化芸術の内容を含んだ様々なイベントが行われるなど、新たな活動も芽生えています。

活動の写真を掲載予定

活動の写真を掲載予定

②永山駅周辺

駅前に立地する永山公民館では、ホールやギャラリー等で日常的に市民の文化芸術活動が行われているほか、公民館が主催する「サロンライトコンサート」、「0歳からのクラシック」等の音楽イベントが実施されています。また、「TAMA CINEMA FORUM」や「多摩市民文化祭」の会場としても利用されています。市民団体、公民館、消費生活センター、図書館と民間商業施設等が協働して開催している「永山フェスティバル」では、街なかをステージとして、様々な文化芸術活動が展開されています。さらに、永山北公園では、子ども向けの新たなイベントが開催され始めています。

活動の写真を掲載予定

活動の写真を掲載予定

③多摩センター駅周辺

多摩センター駅のランドマークであるパルテノン多摩においては、大小ホールや、ミュージアム、ギャラリー、練習室など多彩な文化芸術活動が可能な貸施設で、市内外のプロやアマチュアによる公演、発表会、展示など様々な文化芸術活動が行われています。また、国内トッププロレベルのアーティストによる多彩な公演や、多摩市の郷土文化や多摩ニュータウンの特徴等に着目した特色ある展示が行われてきました。特徴的な外観を有する大階段と大階段下広場を活用した野外イベントもこれまで数多く開催されています。令和4（2022）年のリニューアルオープンで、子育て支援機能が加わり、子どもが無料で遊べる屋内遊具が設置されたこどもひろば OLIVE が新設されたことから、今後、親子連れを中心とした市民の新しい広場として、さらなる活用が期待されます。

令和5（2023）年7月には、多摩中央公園内に、中央図書館がオープンし、新たな利用者を含め多くの来館者を招き入れています。知の地域創造の拠点として、今後、周辺施設とも連携しながら、市民の文化芸術活動にも寄与していくことが期待されます。さらに令和7

（2025）年に予定されている多摩中央公園リニューアルオープンにより、パルテノン多摩・中央図書館・中央公園等が多摩センター地区と一体となって回遊性と賑わいを創出し、その中で文化芸術活動が一層盛んに展開されることが求められています。

8スクリーンを擁する映画館では、国内外の新作や名作を年中無休で上映し、幅広い観客を魅了しています。多摩センター駅とパルテノン多摩を結ぶパルテノン大通りでは、「ガーデンシティ多摩センター子どもまつり」、「多摩センター夏まつり」、「ハロウィン in 多摩センター」、「多摩センターイルミネーション」などの四季折々のイベントが多摩センター地区連絡協議会によって開催され、よさこい踊りや、吹奏楽パレードなどダイナミックなイベントや大道芸などが行われてきました。最近では、多くの若者ファンを擁する音楽アーティストが所属する音楽事務所が、所属アーティストのライブや地元アーティストや市民団体等と協働した文化コンテンツ、最新テクノロジーの展示も同時に行う「TAMA TAMA Festival」が開催され、多くの若者が多摩センターを訪れる機会となっています。

活動の写真を掲載予定

活動の写真を掲載予定

2) 市内各所における文化活動の状況

市内には、コミュニティエリア毎に9つのコミュニティセンターがあります。各コミュニティセンターは、地域住民の方で構成する運営協議会によって運営されており、映画、音楽、伝統芸能など、各館で特色ある文化事業が主体的に企画され、地域住民に向けて実施されているとともに、地域の住民の方による様々な文化芸術活動が行われています。

その他のエリア毎の特徴として貝取・豊ヶ丘エリアにおいては、J Smile 多摩八角堂を中心に、「多摩ランタンフェスティバル」が毎年秋に開催され、地元のアーティストが関わりながら、様々な演出が行われており、住民はもとより市外の方にも親しまれています。また、旧北貝取小学校跡地施設をリニューアルして開館した、KITAKAI さんぽ館（多摩市立市民活動・交流センター及び多摩市立多摩ふるさと資料館）でも、多様な市民団体が活動しており、施設を運営する指定管理者の主催による生涯学習事業のなかでも、文化芸術に触れる事業が行われています。

鶴牧・落合・南野エリアにおいては、鶴牧東公園の野外ステージを活用した「多摩ニュータウン野外コンサート」が長年、夏に開催されており、近隣小中学校の合唱クラブや吹奏楽部、地元アーティスト等が出演し、近隣住民に親しまれています。

唐木田・中沢エリアでは、毎年秋に、大妻女子大学の「大妻多摩祭」、多摩市社会福祉協議会の主催による二幸産業・NSP 健幸福祉プラザの「福祉フェスタ」、多摩清掃工場の「たまかんフェスタ」、からきだ菖蒲館での「からきだ菖蒲館まつり」が同時期に行われており、地域一体を盛り上げる取組が行われています。

諏訪・永山エリアでは、多摩諏訪名店街、永山団地名店会や永山南公園において、地域団体や地域のアーティスト、UR 都市機構等が協力し、防災やアウトドア、アートの視点等で地域の魅力や資源を再発見するイベントが様々に行われています。

連光寺・聖ヶ丘エリアにある都立桜ヶ丘公園内に立地する、多摩市指定有形文化財である旧多摩聖蹟記念館では、地域にまつわる歴史や文化に関する展示のほか、音楽イベントなどが行われています。

桜ヶ丘地区の原峰公園では、現代アートの野外展示「遊・桜ヶ丘 現在進行形 野外展」が行われており、普段は多摩の原風景を構成する自然豊かな公園が、多くのアート作品が展示されることで、非日常的なアート空間へと様変わりします。

愛宕、連光寺、一ノ宮、関戸、和田、百草、東寺方、馬引沢などの地区においては、古くからの伝統行事として、地域にゆかりのある神社で例大祭が行われており、それに伴い、神輿や和太鼓等の伝統文化や伝統芸能が継承されながら行われています。

また、多摩市の市民文化の振興に力を尽くしてきた市民団体が数多くあり、20以上の市民文化団体で構成する多摩市文化団体連合を中心に、約50年の間、「多摩市民文化祭」が、毎年秋に行われているほか、様々な団体が市内各所で表現活動を行っています。このほか、平成3年に公民館主催事業として開始され、その後、市民によって設立された実行委員会によって運営されている「TAMA CINEMA FORUM」は、30年以上継続し、市民、市外も含め、映画の魅力を多くの人に届ける事業として、毎年多くのメディアが注目する事業に成長しています。

活動の写真を掲載予定

活動の写真を掲載予定

3) 誰もが文化芸術に触れる活動の状況

多摩市内では、上述のように屋内外で誰もが文化芸術に触れる機会があるほか、様々な理由により文化芸術に触れることが困難な方々を対象にした取組も行われています。

高齢者の方を対象とした「長寿を共に祝う会」や、障がいの有無に関わらず誰でも作品を展示できる「ぱらあーと 多摩市みんなの美術作品展」、多摩市国際交流センターによる外国人との文化交流イベントが、長年にわたって開催されています。

子どもを対象とした取組としては、市内各所にある児童館において、各館独自で、日常的に遊びを通じながら文化芸術に触れる取組が実施されているほか、毎年パルテノン多摩では、市内 NPO 法人と市の児童館職員有志が協力して「Poco Poco Festa」を開催し、多くの子ども達が多様な文化芸術に触れています。また、パルテノン多摩では、市内全校の小学6年生全員が毎年1回、ミュージカルを鑑賞する取組である「こころの劇場」が開催されています。

活動の写真に掲載予定

活動の写真に掲載予定

(5) 文化芸術に関する市民意識にみる現状と課題

1) 文化芸術に関するアンケート調査

文化芸術活動の実態やニーズ、市の文化芸術振興施策への期待を把握するため、15 歳以上の市民を対象に、アンケート調査を実施し、320 名から回答を得ました。主な回答結果と課題は次の通りです。(調査内容および結果の詳細は資料編資料 4 を参照)

①市民の鑑賞状況について

アンケート結果から見ると、過去 1 年間に文化芸術を鑑賞した人は全体の 8 割を超えており、鑑賞したジャンルで見ると、美術、映画、アニメーション映画がそれぞれ 4 割を超えています。一方で鑑賞しなかった方の理由を見ると、「育児・介護などで時間がなかなか取れない」、「仕事・学業などで時間がなかなか取れない」といった理由と、「関心がない」、「公演や展覧会などの情報が入手できない」、「入場料・交通費など費用がかかり過ぎる」といった理由が多くなっています。

鑑賞しなかった方の理由から見えてくる課題としては、身近な場所でいつでも多様な文化芸術に気軽に触れられる機会を創出するとともに、情報発信を工夫し、多様な文化芸術に触れる機会や魅力を市民に届けていくことが挙げられます。

グラフを掲載予定

②多摩市の文化芸術施策等について

今後、市内での文化芸術を発展させるためには、多摩市はどのような施策に力を入れていくのが良いと思いますかという問いに対して、「子どもが文化芸術に触れ、学べる機会等の充実を図ること」が 6 割を超えており、次いで「若いアーティストへの支援、担い手の育成」が 4 割を超えています。

また、子どもの頃から文化芸術に触れるためにはどのような取組が必要だと思いますかという問いに対しては、「学校等で音楽やダンス、アート、演劇等を鑑賞できる機会をつくる」が 7 割を超えており、次いで「ホール・劇場や美術館・博物館など地域の文化施設における、子ども向けの鑑賞機会や学習機会を充実させる」が 5 割を超えています。

これらの現状から、若いアーティストや担い手育成に向けた施策や子どもが文化芸術に触れる機会の充実に関するニーズが高く、子どもへの取組としては学校等での鑑賞機会の創出や、地域の文化施設における子ども向けの鑑賞機会を充実させる取組に関するニーズが高いことが確認できます。

グラフを掲載予定

③子どもの文化芸術活動について

子どものいる方については、1年間で子どもが参加あるいは活動した機会として、「学校等での体験プログラムへ参加」と答えた人が小学校低学年、高学年ともに4割を超えています。また、「習い事で活動」も小学校低学年で3割、小学校高学年で5割を超えています。子どもが中学生になると、「学校の部活動やクラブ活動等へ参加」が5割を超えます。

子どもの文化芸術活動を妨げる要因として、「親が忙しく時間的余裕がない」と思っている方が全体で5割を超えています。

子どもが12歳以下のうちは「文化芸術に関する情報が乏しい」、「文化芸術活動が身近で行われていない」と思っている方がそれぞれ4割程度います。

これらの結果から分かる現状としては、親が忙しく子どもを連れて文化芸術に触れさせることが難しい状況にあることから、子どもの文化芸術に触れる機会は、学校等での鑑賞や文化芸術活動への参加に左右される状況にあります。こうしたことから、学校等での鑑賞、体験を充実していくほか、身近で連れていきやすい地域の文化施設等でも親の負担軽減に配慮した子ども向けプログラムを拡充させる必要があります。

親が子どもを連れて行こうと思う事業については、身近な場所で、気軽に参加・鑑賞できることを重視しており、それに関する情報周知と量が不足していることが考えられます。そのため、身近な場所で、気軽に参加・鑑賞できる機会の拡充とともに、情報発信を充実させる必要があります。

また、学校の部活動やクラブ活動等において、文化芸術活動に参加する機会が多くあるなかで、今後の中学校部活動地域連携・地域移行の動きを踏まえ、中学生の文化芸術に関する活動機会の確保に向けた準備を進める必要があります。

2) 高校生ヒアリング

市内の高校へ出向き、「アート&カルチャーの力でどのようなまちにしたいか」を高校生へヒアリングしたところ、キャラクターやアニメ、漫画などのコンテンツを活用する、流行を生み出して多摩市のイメージを良くする、部活として参加・活動する文化芸術イベント等をきっかけに様々な世代や多様な価値観を持つ人と交流してつながりたい、といった声がありました。

これらの現状から分かる課題としては、文化芸術を通して多摩市内外の方に訴求するイベントやコンテンツの充実や、高校生と連携しつつ文化芸術を活かして子どもから高齢者まで多様な世代が関わることのできる取組を実施していくことが求められています。

3) 団体ヒアリング

市内において文化芸術活動を行っている団体、市内の博物館など文化施設を運営する事業者など 25 団体に、活動の目的や方向性、それをかなえるための課題、市への要望等をヒアリングしました。

各団体が感じている課題や要望は、ある程度共通した部分があり、以下に集約されます。

①市内の多様な施設、空間の活用に向けた環境整備を行う必要がある

市内には、学校跡地施設や、商店街の空き店舗、広い遊歩道など芸術・文化活動を行うことが可能な多様な施設、空間が存在する一方で、活動場所が確保できず場所探しに苦労している団体があります。それらの施設や空間を、市内の団体やアーティスト等がより利用しやすくするための環境整備を検討することが求められています。

②活動情報の集約や活動の橋渡しを行う中間支援機能を強化する必要がある

市内には多様な博物館、公民館などの施設があり、そこで多様な活動が行われているが、その情報が市民に十分に伝わっていないという声や、各活動の情報交換や交流も十分でないため横のつながりが不足しているという声がありました。在住しているアーティストやクリエイターの活躍や市民団体活動が活発化することで、文化芸術による地域課題の解決が期待されるため、活動情報の集約や活動の橋渡しを行う中間支援機能の強化をしていく必要があります。

③次の世代へ継承する必要がある

伝統文化の保存や利活用などについて、担い手の高齢化などによる活動の減少を懸念する声がありました。地域で継承されてきた伝統文化は、地域に誇りと愛着をもたらし、地域共同体に果たす役割も大きく、子どもから高齢者まで多様な世代が関わることができます。そのため、担い手および参加者になる若い世代に気軽に参加できる機会を充実させるとともに情報を届ける必要があります。

4) 多摩市の文化芸術振興における課題

今後の文化芸術振興に向けた主な課題について、本市の現状を踏まえ、以下の通り整理しました。

①身近な場所でいつでも多様な文化芸術に気軽に触れられる機会の創出

多摩市は、パルテノン多摩以外にも、公民館、コミュニティセンターなど、文化芸術に気軽に触れられる環境が整備されてきました。また、地域の広場や公園、商業施設、駅前などの身近な場所でも、文化芸術に触れられる環境があります。こうした場を活用しながら、「文化芸術を鑑賞する時間がない」、「お金をかけることが難しい」、あるいは「関心がない」という市民にも、気軽に、多様な文化芸術に触れてもらう機会を創出していくことが課題です。

②文化芸術鑑賞機会等について市民に届くような情報発信の工夫

市内および市外では、様々な文化芸術イベント等が行われていますが、市民アンケート、団体ヒアリングの結果から、市民にそうした情報が届いていないという状況が確認されました。より多くの市民が文化芸術イベントに参加できるよう、情報を一元的に集約する形で整理し、市民が欲しい情報を収集しやすい環境を整備するなど、市民に届くよう情報発信を工夫していくことが課題です。

③若いアーティストや担い手育成に向けた施策の実施

市内には、文化芸術活動を行うアーティスト等が在住しており、一部の方々は、市内で表現活動を行っています。市民アンケートや団体ヒアリングの結果から、若いアーティストや担い手育成に向けた施策を期待する声が挙げられています。また、文化芸術の担い手が育っていくことは、市民が文化芸術に触れる機会の創出や、創造性を育む機会にもつながります。こうしたことから、より多くのアーティストが活発に活動できるような支援が課題です。

④子どもが学校や地域の文化施設で文化芸術に触れる機会の充実

市民アンケートの結果を踏まえると、親が忙しいため、子どもを連れて文化芸術に触れさせることが難しい状況にあります。このため、学校等での鑑賞、体験を充実していくほか、身近で連れていきやすい地域の文化施設等で、親の負担軽減に配慮した子ども向けプログラムを拡充させる必要があります。

⑤文化芸術を通して多様な世代が関わることのできる取組の実施

高校生ヒアリングや、団体ヒアリングを実施したなかで、多様な世代や主体がつながる環境整備を求める声がありました。多様な世代がいきいき暮らすまちの実現に向けて、特に次代を担う、子どもや若者が、文化芸術を通して、多様な世代や主体とつながることが課題です。

⑥市内の多様な施設、空間の活用に向けた環境整備

市内には、各公共施設のほか、公園、広い遊歩道など芸術・文化活動を行うことが可能な多様な施設、空間が存在する一方で、活動場所が確保できず場所探しに苦労している団体があります。それらの施設や空間を、市内の団体やアーティスト等がより利用しやすくするための環境整備を検討することが求められています。

⑦文化芸術活動に関する情報の集約や活動の橋渡しをする中間支援機能の強化

団体ヒアリングにおいて、中間支援を求める声が多く寄せられました。支援内容として、他団体等とのネットワーク形成支援、活動場所の情報提供や広報宣伝の支援などが挙げられました。市における文化芸術活動を持続的に発展させるため、中間支援機能の強化をしていく必要があります。

⑧地域文化の継承

団体ヒアリングにおいて、伝統文化の保存や利活用などについて、担い手の高齢化などによる活動の減少を懸念する声がありました。地域で継承されてきた伝統文化は、地域に誇りと愛着をもたらし、地域共同体に果たす役割も大きく、子どもから高齢者まで多様な世代が関わるができるきっかけにもなります。こうしたことから、地域の文化を次世代へ継承していくことが必要です。



3 多摩市文化芸術ビジョン

計画策定にあたっては、多摩市における文化芸術の将来像を明確にし、共有した上で将来像の実現に向けた計画を定めることが重要と考え、計画策定に先立ち「多摩市文化芸術ビジョン」を市民委員が中心となった多摩市文化芸術ビジョン検討委員会において検討しました。

市民が主体となって検討された「多摩市文化芸術ビジョン」を本計画が目指す、まちの将来像に位置付けます。

(1) 多摩市文化芸術ビジョン

『多様な文化芸術に日常的に親しむくらしが、街全体に広がっている』

文化芸術は、乳幼児期から親しむことで豊かな感性を育みます。

人々が、互いの個性を尊重しながら、日常的に様々な文化芸術に出会い、参加することで、つながりや交流が生まれ、生活の質の向上につながっています。多様な文化芸術に、日常的に親しむくらしが、街全体に広がっていきます。

(2) 多摩市文化芸術ビジョンの具体的なイメージ

多摩市文化芸術ビジョンは、将来、多摩市が、文化芸術を通じて実現したい街の姿をイメージしたものです。文化芸術を通して目指す姿を、皆で共有することができるようになりました。

1) 親しみ楽しむ

日常的に親しめる

●表現活動が、いたるところで行われており、日ごろから文化芸術に触れ、親しんでいる

人々は、日常を過ごしているだけで、日ごろから文化芸術に触れており、意識する、意識しないにかかわらず親しんでいます。

多様な分野で様々な表現活動が行われており、その活動に参加・体験したい人や鑑賞・享受したい人に、文化芸術活動の情報が届き、生活の一部として自然に文化芸術に親しめる街の姿を表しています。

表現活動を楽しめる

●あらゆる表現活動を、身近でのびのびと行い、人々は活動することや鑑賞・享受することを楽しんでいる

趣味として文化芸術活動を行う人やプロのアーティストなど、様々な表現活動の担い手が、のびのびと多様な分野及び場で表現活動を行っており、その活動を受け止め楽しんでいる人々がいます。

文化芸術が身近にある日常を、活動や鑑賞・享受することで、人々が楽しめる街の姿を表しています。

2) 触れる

乳幼児期から触れている

- 子ども達は、乳幼児期から文化芸術に参加・体験し、文化芸術に対する興味を深めている。保護者や地域の人々は、子ども達が文化芸術に触れることの大切さを理解している

子ども達は、乳幼児期から文化芸術に親しみ、文化芸術がある生活が日常となっています。

乳幼児期から文化芸術に触れることは、創造する力、豊かな個性と自己肯定感を育むことにつながり、子ども達の成長になくてはならないものです。乳幼児期から文化芸術に親しみ、文化芸術を身近で日常的なものにするような環境作りを、みんなで行っている街の姿を表しています。

いつでも触れられる

- ライフスタイルの変化があっても、いつでも文化芸術に触れられる

人々は、生涯を通じて、文化芸術に触れたいときに触れることができます。「仕事が忙しい」「子育てで時間がない」など、ライフスタイルの変化があっても、文化芸術にいつでも触れる機会があり、乳幼児から大人まで、鑑賞したい時に鑑賞でき、参加したい時に参加でき、創造・表現したい時に創造・表現できる環境がある街の姿を表しています。

3) つながり交流する

つながり合うことで生きがいを感じられる

- 文化芸術を通して地域で交流が生まれ、一緒に活動すること、教え教えられることで、生涯を通じてつながり、いきがいや喜びを感じている

人々は、文化芸術を通してつながり合い、一緒に活動することでいきがいや喜びを感じています。

自身が得意なことを、知りたいと思う人々などに教える機会があり、教える側は生涯を通じていきがいを感じ、教えられる側は「新しいことができた」「楽しい」など喜びを感じることができます。そして教える側にもなっていく循環が生まれている街の姿を表しています。

交流しコミュニティが広がっている

- 表現活動が、様々な分野・多様な機関と連携し活発に行われており、市民だけでなく域外の人々とも交流が生まれ、コミュニティが広がっている

文化施設を中心に、文化芸術を通して教育や福祉等の機関と広く連携し表現活動が行われ、人と人との交流が生まれる街となっています。

表現活動は市内で区切られるものではなく、市外の人々が活動に参加し、鑑賞者としても関わりをもちます。表現活動を行うことで、また、活動後に人々と余韻を楽しむ工夫を行っています。

くことで、市民同士、市民や域外の人々の交流が生まれ、団体等のつながりもでき、コミュニティが広がっていく街の姿を表しています。

4) 機会がある

出会える機会がある

●様々な体験を通して、生涯を通じて活動したいものに出会える機会や環境がある

様々な体験ができ、生涯を通じて「今まで気づかなかったが、自分はこれがやりたかった」と思えることに出会える機会や環境がある街となっています。

多様なジャンルの文化芸術が身近にあり、気軽に触れることができ、体験を促すための場がある街の姿を表しています。

活かせる機会がある

●得意なことや、専門的な知識・技術を活かす機会があり、文化芸術が多様な人によって振興している

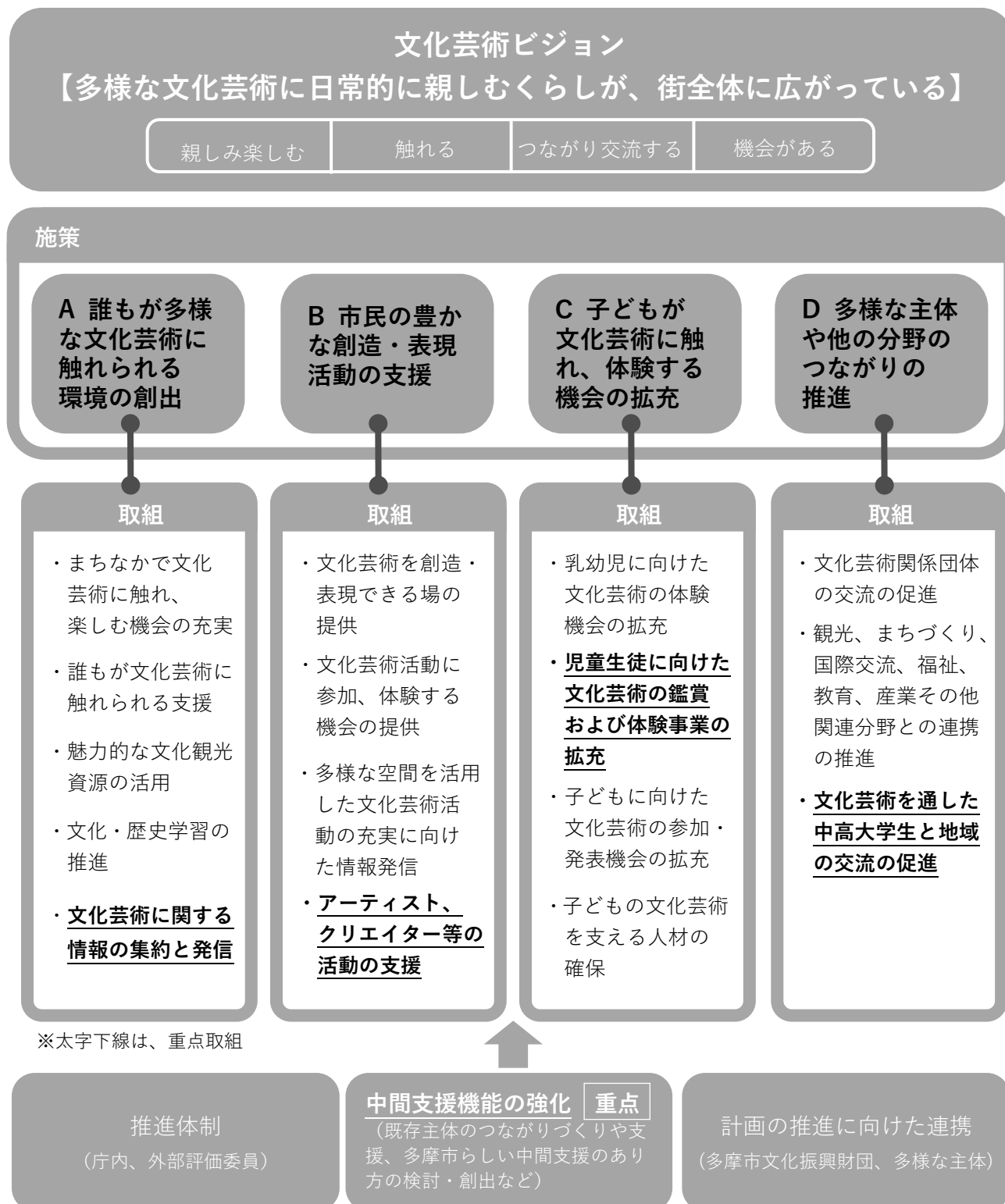
文化芸術に市民の得意なことや市民がもつ専門的な知識・技術をつなぎ、活かす機会があり、文化芸術に関わる人が増え、文化芸術が振興している街となっています。

表現活動を自ら行う人はもちろん、彼らを支援したり、体験する人をつないだり、多様な市民が文化芸術に参加できる街の姿を表しています。

ビジョン検討の写真を掲載予定

4 計画の全体像

文化芸術にかかる国・都の動向や本市の特徴、多摩市文化芸術ビジョンの目指す姿を踏まえ、今期計画期間においては、以下の体系図の通り4つの施策とそれに紐づく取組、それらを支える計画の推進に向けた取組を実施します。計画の推進にあたっては、条例、市民アンケート結果、有識者会議の意見等を踏まえ、5つの重点取組を設定し、取組の進捗状況を重点的に確認し評価します。





5 施策と取組

施策 A 誰もが多様な文化芸術に触れられる環境の創出

市内には、歴史的な文化財、パブリックアートなどの多様な資源や、パルテノン多摩のほか、各種ミュージアムなど、魅力的な施設が存在します。また、文化芸術イベントも年間を通して多数行われています。これらをさらに活性化し、来街者も含め、市民の誰もが多様な文化芸術に親しみ楽しむことのできる機会を創出します。

【取組】

●まちなかで文化芸術に触れ、楽しむ機会の充実

市民が特別な場所に行かずとも、日常の一部として気軽に文化芸術を体験し、豊かな創造力や感性を育むことを目指します。本市には、地域の広場や公園、商業施設、駅前などの身近な場所で、アートや音楽、パフォーマンス、パブリックアート、花とみどりやイルミネーション等の特徴あるまちの景観など様々な文化芸術に触れられる機会があります。これらを活用し気軽に文化芸術を楽しむ機会を、市民団体やアーティスト、市内事業者等と連携したイベントの主催や開催支援、活動支援等を通じて充実させていきます。

「多摩市民文化祭」や「TAMA CINEMA FORUM」、若者を主な対象とする「TAMA TAMA Festival」など、市民が参加できる文化芸術関連イベントの主催や開催支援を引き続き実施し、文化芸術に興味を持ち、継続して文化芸術を楽しむ市民が増える環境の醸成を図ります。

また、リニューアルオープンで、より多様な演目に対応できることとなったパルテノン多摩において、市民が多彩な文化芸術を鑑賞できる機会を充実させていきます。

さらに、文化芸術を鑑賞、体験の機会の充実とともに、鑑賞や体験した後に感動を共有するなどして余韻を楽しむ機会を合わせて提供する取組を推進し、交流の促進も図ります。

●誰もが文化芸術に触れられる支援

市民の中には文化芸術に興味を持ちながらも、仕事・育児等の理由による時間的制約、あるいは経済的制約、身体的要因等によりイベント等に足を運べない方や、日本語を母国語としないため情報が届かない方など、文化芸術に触れることが困難な市民が一定数います。

こうした状況と共生社会の実現、健幸まちづくりの推進を踏まえ、誰もが楽しく文化芸術に触れ、鑑賞できる機会を創出するため、子育て世代に向けては、子どもと一緒に鑑賞できるコンテンツや子どもの預かりサービスの情報周知や、低価格かつ魅力的なコンテンツの情報周知を進めます。このほか、様々な理由でイベント等に足を運ぶことが困難な方に向けて、多摩市文化振興財団や市内の文化団体、アーティスト等が連携した市内各所へのアウトリーチ活動を推進し、鑑賞・創造の機会の拡大や、作品等の発表の機会の確保を図ります。また、日本語を母国語としない方に向けて、多言語対応や、やさしい日本語活用を進め、わかりやすい情報の提供を行います。

また、高齢者が文化芸術を通して、いつまでもいきいきと暮らせるよう、二幸産業・NSP 健幸福祉プラザ、KITAKAI さんぽ館、公民館、コミュニティセンター等での各種事業を通して、様々な文化芸術活動を促進します。地域の身近な場所で文化芸術に触れる機会として「長寿を共に祝う会」を出張して実施しており、老人福祉館やコミュニティセンター、自治会、老人クラブ等でも、楽器の演奏や踊り、落語などを楽しめるよう引き続き行います。

●魅力的な文化観光資源の活用

市内には多摩ニュータウン開発により整備された街並みと緑あふれる豊かな自然環境を併せ持った調和のとれた街が一望できる丘や、歴史的な文化財、パブリックアート、アニメの舞台等や映画等のロケ地、テーマパークやプラネタリウム、アニメーション会社の本社スタジオや各種企業のミュージアム等といった魅力的な文化観光資源があります。地域や企業と連携しながら、市内外ひいては海外から訪れる方をも惹きつけるような文化観光資源の活用を継続します。

●文化・歴史学習の推進

市内には地域の歴史を伝える文化財や伝統芸能等があり、こうした地域文化の継承は地域への愛着や誇りの醸成に資する取組です。市民が地域の多様な文化に触れ、新たな発見や活動のきっかけになるよう、文化財や文化財施設の適切な保存に努めながら活用を進めます。

また、文化財や伝統芸能に関する理解を深め継承していくための事業を市の施設やパルテノン多摩ミュージアムを中心に展開するほか、多摩市デジタルアーカイブやパルテノン多摩地域資源データベースの活用・促進にも取り組みます。

★文化芸術に関する情報の集約と発信

重点取組

市内外で行われる多彩な文化芸術事業の情報について、本市のホームページや広報、SNS 等様々な手段により発信していますが、「情報が集約出来ていない」、「情報過多により選択できない」、「お勧めの情報がほしい」などの意見を踏まえ、一元的に集約される形で整理され、市民が欲しい情報を収集しやすい環境の整備に向けて取り組みます。

施策 B 市民の豊かな創造・表現活動の支援

市内では、施設等で根付いた文化芸術活動や、市民発意によって主体的に始まり継続している活動、多摩ニュータウン開発前から実施している活動などが行われています。また、若いアーティストへの支援や担い手の育成等も期待されています。

文化芸術活動の支援を通して、市内の多様な空間を活用した活動が充実され、あらゆる表現活動が身近でのびのびと行える機会を醸成します。

【取組】

●文化芸術を創造・表現できる場の提供

パルテノン多摩や KITAKAI さんぽ館、公民館、市内各所のコミュニティセンター等において、個人やサークル・団体などが継続的に活動できるよう、施設を適切に運営し、練習や表現活動ができる場を引き続き提供します。また、活動可能な場所やサークル・団体の情報を集約し、発信します。

●文化芸術活動に参加、体験する機会の提供

音楽、美術、文学、芸能、生活文化などの多様な文化芸術に触れる講座やワークショップ等を公共施設等で開催または開催支援し、市民自ら創造的に文化芸術活動を行うきっかけとなる機会の提供を継続します。

●多様な空間を活用した文化芸術活動の充実に向けた情報発信

市内には、各公共施設のほか、公園、広い遊歩道、商業施設内イベントスペースなど、文化芸術活動を行うことで市民が身近にそれらの活動に触れることができる多様な空間が存在します。それらの空間を、市内の団体やアーティスト等が利用しやすいよう、利用可能な施設一覧や、申請方法の情報を一元化するなど情報を集約し、発信します。

★アーティスト、クリエイター等の活動の支援

重点取組

市内には、文化芸術活動を行うアーティスト¹やクリエイター²が在住し、表現活動をしています。彼らの活動によって、市民が文化芸術に触れ、感性を育むきっかけとなっています。一層、アーティストやクリエイターが創造的に活動できるような環境整備の検討を進め、計画期間の早い段階における取組開始を目指します。また、市内外の若い世代を中心とした多様なアーティストやクリエイターが市内で創造的に活動を行える場を提供するような支援の実現に向けた準備を進め、計画の中間見直し時期までに開始することを目指します。

¹ いわゆる芸術家。職業として、芸術作品を創作・創造し、表現する人。

² 職業として、新しい作品やコンテンツを生み出す人。デザイナー、映像クリエイター、音楽クリエイター等。

施策 C 子どもが文化芸術に触れ、体験する機会の拡充

良質な美術、音楽、演劇等の鑑賞体験は子どもたちの感受性や創造性を刺激し、芸術的な感性を育むことから、学校における体験的な学習活動や、市内で行われている各種イベントを拡充していくことで、子どもが文化芸術に触れる機会を充実させます。また、学校内外での鑑賞機会の確保を図ります。

市内の子どもたちは、絵画制作や合唱、楽器演奏、ダンスなど多様な文化芸術活動を行っています。作品展や発表会の開催など、子どもたちが文化芸術に触れることの大切さを理解し、創造性を育み、子どもが主体的に活動できる機会を拡充します。また、子どもたちが、自由に表現活動できる環境の創出に向けて検討を進めます。

【取組】

●乳幼児に向けた文化芸術の体験機会の拡充

パルテノン多摩、KITAKAI さんぽ館、公民館、コミュニティセンター、児童館、保育園、幼稚園などにおいて、市内の多様な団体と協力しながら、乳幼児を対象とした文化芸術体験事業を拡充していきます。

★児童生徒に向けた文化芸術の鑑賞および体験事業の拡充

重点取組

市内小中学校においては、学習指導要領に基づき多様なジャンルの芸術鑑賞や体験する機会を拡充していくとともに、地域の協力を得ながら実施する伝統文化の継承に関する取組を、教科等の学習と関連させながらより広く実施していきます。

また、現在全国的に進められている部活動の地域連携・地域移行の動きを踏まえ、児童生徒がこれまで以上に文化芸術に触れる機会が増えるよう、取り組みます。

さらに、児童館などの学校以外における場においても、市内の子どもたちが伝統文化等に関する活動を体験、修得し、発表できる機会を得られるよう、引き続き支援していきます。

●子どもに向けた文化芸術の参加・発表機会の拡充

文化芸術を鑑賞した子どもが、継続的に文化芸術と関わっていけるよう、教育機関や文化芸術関連団体と連携しながら、「多摩市民文化祭」や絵画作品展の実施、演劇やコンサートの開催など、定期的な参加・発表の機会を拡充していきます。

●子どもの文化芸術活動を支える人材の確保

子どもの創造力や感性を育むため、地域のアーティスト等の表現力を活用した、子ども向けの文化芸術体験機会の拡充を図ります。また、放課後子ども教室³を文化芸術の面からサポ

³ 放課後子ども教室は、小学校の教室や校庭、体育館を活用し、放課後の子どもたちの安全・安心な活動拠点として、さまざまな学習や体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する取組です。子どもたちの社会性、自主性、創造性などの豊かな人間性を育てるとともに、地域住民が子どもを軸につなぎ、暮らしのなかのコミュニティを継続させていく意義も持っています

ートする担い手や、部活動の地域連携・地域移行を支える人材や団体の掘り起こしにも、つなげていけるよう、子どもの文化芸術活動を支える人材確保に関する取組を進めます。

(参考) SDGs との関わり

令和 16 (2034) 年までを計画期間としている本計画においても、2030 年の SDGs の達成に向けて、文化芸術の役割も大きな部分を占めるものと位置付けています。

【施策と関連する SDGs のゴール】

施策	SDGs
A 誰もが多様な文化芸術に触れられる環境の創出	     
B 市民の豊かな創造・表現活動の支援	    
C 子どもが文化芸術に触れ、体験する機会の拡充	     
D 多様な主体や他の分野のつながりの推進	   



施策 D 多様な主体や他の分野のつながりの推進

文化芸術は様々な分野と連携することで、地域課題の解決に貢献することが期待されます。こうした側面から文化芸術を振興するために、市民、市民文化団体、アーティスト、企業、NPO、民間の文化施設、学校等の多様な主体のつながりや、文化芸術と観光やまちづくりなどの多様な分野との連携を促進します。

【取組】

●文化芸術関係団体の交流の促進

市内には文化芸術活動を行う団体が多数あります。多摩市文化団体連合等の中間支援機能を担う団体と連携しながら、「多摩市民文化祭」等を通じて、文化芸術関係団体の交流を促進します。

●観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他関連分野との連携の推進

文化芸術は様々な分野と連携することで、地域課題の解決に貢献することが期待されます。市の文化芸術活動拠点であるパルテノン多摩のさらなる活用を進めるほか、市内の多様な主体や他の分野と連携・交流の推進を図るための懇談会等の開催を検討します。

★文化芸術を通した中高大学生と地域の交流の促進

重点取組

市内中学校の吹奏楽部等の生徒や近隣大学の大学生が、地域のイベント等で発表や表現活動をしている状況があります。一方、ヒアリングした高校生からは、地域との交流を模索しており、様々な世代が関わり合えるまちになることを望む声がありました。これらを踏まえ、文化芸術イベント開催等にあたって、イベント主催者と、市内の中高生の活動や近隣大学のサークル活動等とのマッチングを支援し、地域との交流を促進します。



6 計画の推進に向けて

(1) 推進体制

1) 庁内体制

本計画では、条例に記載のとおり、文化芸術の振興が市民の生活の充実や質の向上、地域の活性化等に資するものであることを踏まえ、教育、福祉、観光など幅広い分野を対象として、総合的に文化芸術施策を推進することを目指しています。

文化芸術基本法においても、文化芸術のみを振興するのではなく、他の行政分野と連携して総合的に推進するとされています。

本計画の推進に当たっては、文化芸術の範囲を広く捉え、庁内における関係部署と連携・協力しながら取組を進めていきます。

2) 多摩市文化芸術推進委員会

条例第9条の規定に則り、計画の進捗状況と各施策の評価を行うために多摩市文化芸術推進委員会（以下、推進委員会という。）を令和7年度に設置する予定です。委員会の構成委員については、文化芸術に関する専門的な知識をもって議論を進めることを要するため、多摩市の文化芸術活動の知見又は経験を有する市民、文化芸術の専門家（学識経験者）を必須とし、必要に応じて他の委員をもって構成します。

(2) 計画の推進に向けた連携

計画の推進は、市のみで進めることは困難であり、市の文化振興を担うために設立された市の外郭監理団体である多摩市文化振興財団や、アーティスト、市民文化団体、NPO等の多様な主体と連携・協働して取り組みます。

また、多様な主体の連携を促進するため、文化芸術活動を行う人々とそれを支える市民や組織、行政をつなぐ中間支援機能を持つ団体を支援し、文化芸術活動の発展を支える基盤を整備していきます。

1) 多摩市文化振興財団との連携

多摩市文化振興財団（以下、「財団」という）は、多摩市における文化芸術の振興のための事業や市民の自主的な文化活動への支援を行い、市民のふるさと意識を育てる事業を通じて、市民文化の創造とコミュニティの醸成を図り、広く地域の発展に寄与することを目的として設立されました。

この設立目的を念頭に置き、市は多摩市の文化芸術活動の推進役である財団と連携し、文化芸術事業の企画・運営をはじめ、文化芸術体験の深化や市民の文化芸術活動支援、さらに地域文化の普及・啓発に取り組みます。

地域全体で文化芸術を支えるためには、公民館等の社会教育施設や大学、地域、企業と財団が連携することが欠かせません。また、地域イベント等に市民団体や地域のアーティストが活動機会を広げるためには、財団がコーディネート機能を担い、鑑賞者と担い手を繋ぐ、中間支援の取組が期待されます。さらに、様々な理由で文化芸術にアクセスしにくい市民に向けて、鑑賞体験機会の創出と環境の整備を行い、すべての人が文化芸術に触れ心豊かな生活を送れるよう支援することも、財団に求められる大切な役割です。

これらの取組を進めるにあたっては、今後も財団がパルテノン多摩の運営を担うことにより、施設の文化芸術振興拠点としての機能を強化させます。そして、市と財団が一体となって計画を遂行することで、地域の文化活動をさらに活性化させていきます。

2) 多様な主体との連携

本計画を着実に推進し、多摩市の文化芸術を振興していくためには、市民、市民文化団体、アーティスト、企業、NPO、民間の文化施設、大学等の多様な主体と連携・協働して取り組むことも重要です。

それぞれの主体は、文化芸術の担い手として自主的に創造性を発揮することによる新しい文化芸術の創造や、文化芸術の継承、市民への文化芸術活動の機会提供、社会貢献や賛助活動などによる文化芸術活動の支援、文化芸術活動の発信など、様々な役割を持ち、活動しています。市は、多様な主体と連携を図り、文化芸術施策の充実につなげていきます。

(3) 重点取組項目の設定について

計画推進にあたって、特に注力し、進捗の確認と評価を重点的に行う取組を以下の5つに選定します。なお、重点取組については計画の見直しのタイミングにおいて、再度見直しを行い選定します。なお、重点取組の進捗確認や評価の具体的な手法については、多摩市文化芸術推進委員会において協議の上、定めます。

1) 重点取組①文化芸術に関する情報の集約と発信

多摩市における文化芸術に関するイベント等については、様々に実施されているにも関わらず、情報が市民に届いていないのではないかと、また、情報が溢れているなかで集約して発信すべきであるとの有識者会議での意見がありました。

また、市民アンケート結果で、文化芸術を直接鑑賞しない理由として、「関心がない」が第2位(27.8%)、「公演や展覧会などの情報が入手できない」が第4位(19.4%)を占めています。市民に分かりやすく、そして市民の関心を惹きつけるよう、情報の集約と発信に力点を置きます。

2) 重点取組②アーティスト、クリエイター等の活動の支援

市民アンケートで、今後、市内での文化芸術を発展させるために市が力を入れるべき施策として「若いアーティストの支援、担い手の育成」が2番目に多い結果となりました。団体ヒアリングにおいては、多摩市内で活動しているアーティストや市内外の多様な若いアーティストが、創造的に彼らの表現活動を行える場を提供するための仕組みが必要との声がありました。また、文化芸術の力をもって地域に貢献したい意欲も確認されており、市内でアーティストやクリエイターの活動が活発に行われることで、より多くの市民が文化芸術に触れ、感性を育むきっかけとなるほか、地域課題解決への寄与も期待されるところです。

こうしたことから、アーティスト、クリエイター等の活動の場を充実させる取組を重点的に進めます。

3) 重点取組③児童生徒に向けた文化芸術の鑑賞および体験事業の拡充

みんなの文化芸術条例第7条第1項第2号において、「成長期における子どもたちの豊かな創造力、思考力等を養うために、経済状況及び家庭環境を問わず、児童期及び青年期において、子どもたちが質の高い文化芸術を鑑賞し、又は体験する機会の確保に努めること」が規定されています。

また、市民アンケートで、今後、市内での文化芸術を発展させるために市が力を入れるべき施策として「子どもが文化芸術に触れ、学べる機会等の充実を図ること(66.3%)」が最も回答者が多い結果となりました。また、子どもの頃から文化芸術に触れるための取組として、

「学校等で音楽やダンス、アート、演劇等を鑑賞できる機会をつくる（74.1%）」が最も必要とされている結果となりました。

有識者会議においても、児童生徒が、学校および学校外で文化芸術に触れる機会を確保することが重要である趣旨の意見が示されたことも踏まえ、「児童生徒に向けた文化芸術の鑑賞および体験事業の拡充」を重点取組として位置付け、具体的な取組の推進を図ります。

4) 重点取組④文化芸術を通した中高大学生と地域の交流の促進

部活動地域連携・地域移行の動きを踏まえ、中学生の文化芸術に関する活動機会の確保に向けて、中学生と地域との関わりを強めていく必要性があります。

市内高校生や近隣大学の大学生による文化芸術活動が多摩市内でより活発になることで、地域のイベント等が活性化することが期待され、地域住民が文化芸術に触れる機会の拡大にもつながります。

こうしたことのほか、本計画策定の方針として、若い世代に重点を置くこととしたことも踏まえ、「文化芸術を通した中高大学生と地域の交流の促進」を重点取組として位置付け、具体的な取組を推進します。

5) 重点取組⑤中間支援機能の強化

中間支援の必要性については、団体ヒアリングにおいて、もっとも意見の多かった内容となります。今回実施した団体ヒアリングにおける中間支援の内容としては、他団体等とのネットワーク形成支援、活動場所の情報提供や広報宣伝の支援などの内容が挙げられました。一方、既存団体で、中間支援機能の役割をもって活動する団体がいることも確認されており、また中間支援機能の役割を強化することが期待される団体などもあります。

中間支援機能の強化については、計画全体を推進する肝要な項目となることから、計画の推進に向けた重要な要素として重点取組に位置付けます。令和8年度に、多摩市文化芸術推進委員会での協議を踏まえて、多摩市における文化芸術振興のための中間支援機能のあり方を整理した上で、令和9年度から具体的な事業を開始することを目標にします。まずは、支援者や担い手となる人材の掘り起こしや、中間支援機能を有する既存団体の伴走型支援等について調査・研究するとともに、関係団体等との協議の上、具体的な支援検討を着実に進めることとします。また、若者の文化芸術活動の場を充実させることにも焦点を当てて検討を進め、計画の中間見直し時期における具体的な取組の着手を目指します。

(5) 評価指標

本計画では、めざす姿の実現に向けた進捗の把握を行うための評価指標を設定します。各指標は、総合計画で定めた指標と連動させたほか、多摩市市政世論調査等をベースに設定しています。

令和 5（2023）年度の現状を「現状値」、計画の中間となる令和 11（2029）年度の中間目標を「中間値」、令和 15（2033）年度頃の目標を「目標値」とします。

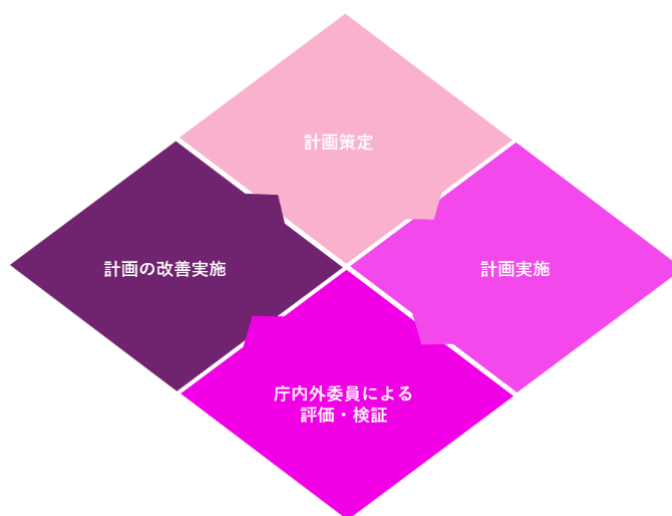
これらの指標に基づく定量的な進捗の把握のほか、定性的な評価を、多摩市文化芸術推進委員会において実施していくことを検討します。

指標名	現状値 令和 5 (2023) 年度	中間値 令和 11 (2029) 年度	目標値 令和 15 (2033) 年度
1 年間に、有料の、文化や芸術の公演や展示等を鑑賞したことがあると回答した市民の割合 ※括弧内は、無料鑑賞含む割合	53.9% (63.3%)	63% (73%)	72% (82%)
1 年間に文化や芸術の創作をした市民の割合	18.3%	23.5%	29%
パルテノン多摩大ホール及び小ホールの年間利用者人数	166,538 人	220,000 人	230,000 人
文化財施設等(※)の年間延来館者人数	81,333 人	10,7925 人	114,025 人
文化・芸術の振興に関する市政の満足度 (満足・やや満足の回答者割合)	18.4%	22%	27%
子どもの頃から文化芸術に触れる妨げだとなっている要因に、「文化芸術活動に関する情報が乏しい」と「文化芸術活動が身近で行われていない」を回答した市民（子育て世代）の割合	39.1% 39.6%	30% 30%	20% 20%

(※) 市内文化財施設のほか、パルテノン多摩ミュージアムの常設展示の年間鑑賞者数を含む

(6) 計画の推進状況の点検・評価

本計画の進行管理は、PDCA のマネジメントサイクルに則し、行政評価の手法をもって行うこととします。前頁の評価指標を基に評価するほか、施策ごとの指標や重点取組の指標については、令和7年度以降に庁内委員会（市長を本部長とし各部関係部長で組織する会議体や、各関係課長で組織した会議体）、および多摩市文化芸術推進委員会で協議の上、設定し、それらに基づいた評価検証サイクルを実施します。



資料編

資料1 計画策定経過

年度	日程	内容
令和4年度	10月13日	●第1回多摩市文化芸術ビジョン検討委員会 ・令和4・5年度 多摩市文化芸術ビジョン検討委員会 全体の流れについて ・(仮称) 多摩市芸術文化将来ビジョンについて
	11月30日	●第2回多摩市文化芸術ビジョン検討委員会 ・文化芸術を取り巻く社会情勢の変化・多摩市の変化について ・(仮称) 多摩市文化芸術将来ビジョンの柱・街・市民について ・アンケートについて ・ワークショップについて
	12月21日	●第3回多摩市文化芸術ビジョン検討委員会 ・(仮称) 多摩市文化芸術将来ビジョンの柱・街・市民について ・アンケートについて ・ワークショップについて
	1月20日～2月20日	●市民向け多摩市文化芸術の将来像に関するアンケート調査
	2月18日	●市民ワークショップ「文化芸術の将来像を一緒に考えませんか？」の実施
	3月22日	●第4回多摩市文化芸術ビジョン検討委員会 ・アンケート実施報告について ・ワークショップ実施報告書について ・(仮称) 多摩市文化芸術将来ビジョンについて
令和5年度	4月26日	●第5回多摩市文化芸術ビジョン検討委員会 ・(仮称) 第1期多摩市文化芸術ビジョンについて ・将来ビジョンの名称について
	5月31日	●第6回多摩市文化芸術ビジョン検討委員会 ・多摩市文化芸術ビジョンについて
	1月31日	●第1回多摩市文化芸術振興計画策定委員会 ・副委員長互選 ・策定の進め方 ・多摩市の基礎データ ・文化芸術ビジョン(案)の共有 ・計画フレームについて ・アンケート実施要領、設問案について

	2月19日	●第1回多摩市文化芸術振興計画有識者会議 ・委員長・副委員長互選 ・策定の進め方 ・多摩市の基礎データ ・文化芸術ビジョン（案）の共有 ・計画フレームについて ・アンケート実施要領、設問案について
	3月25日	●第2回多摩市文化芸術振興計画策定委員会 ・今回の検討範囲と、前回の課題の確認 ・ビジョンの共有 ・計画骨子案の協議 ・調査の全体像と概要の共有 ・アンケート案の協議 ・既存事業、文化資源に関する調査状況の報告
令和6年度	4月5日	●第2回多摩市文化芸術振興計画有識者会議 ・今回の検討範囲と、前回の意見の確認 ・調査の全体像と概要の共有 ・アンケート案の協議 ・計画骨子案の協議 ・既存事業、文化資源に関する調査状況の報告
	4月15日から 6月5日	市民アンケート実施
	4月17日、5 月15日	高校生ヒアリング実施
	6月12日	●第3回多摩市文化芸術振興計画策定委員会 ・今回の検討範囲と、前回の課題の確認 ・アンケート速報結果について報告 ・計画骨子案の協議
	6月28日	●第3回多摩市文化芸術振興計画有識者会議 ・今回の検討範囲と、前回の課題の確認 ・アンケート速報結果について報告 ・計画骨子案の協議
	6月28日から 7月25日	団体ヒアリングの実施
	8月6日	●第4回多摩市文化芸術振興計画策定委員会 ・今回の検討範囲と、前回の課題の確認 ・前回の策定委員会で示された主な意見

		・ 前回の有識者会議で示された主な意見 ・ 団体ヒアリングについて ・ 現状と課題、施策、骨子案について
	8月21日	●第4回多摩市文化芸術振興計画有識者会議 ・ 今回の検討範囲と、前回の課題の確認 ・ 前回の有識者会議で示された主な意見 ・ 団体ヒアリングについて ・ 施策、骨子案、中間支援機能（案）、計画の進行管理について
	10月9日	●第5回多摩市文化芸術振興計画策定委員会 ・ 今回の検討範囲と、前回の課題の確認 ・ 前回の有識者会議で示された主な意見 ・ 重点取組について ・ 素案協議
	10月23日	●第5回多摩市文化芸術振興計画有識者会議 ・ 今回の検討範囲と、前回の課題の確認 ・ 前回の有識者会議で示された主な意見 ・ 重点取組について ・ 素案協議
	12月16日 から1月6日	パブリックコメント実施

資料2 多摩市文化芸術振興計画有識者会議

(1) 多摩市文化芸術振興計画有識者会議設置要綱

令和5年12月11日

多摩市告示第581号

(設置)

第1条 多摩市文化芸術振興計画（文化芸術を通して多摩市が目指す街の将来像を示す多摩市文化芸術ビジョンを実現するための具体的な施策、手段及び手順を定める計画をいう。以下「計画」という。）の策定に当たり、市民等の意見を反映させるため、多摩市文化芸術振興計画有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 有識者会議は、次に掲げる事項について検討及び協議を行い、その結果を多摩市長（以下「市長」という。）に報告する。

- (1) 計画の基本的な方針、目指すべき方向性、成果目標等に関すること。
- (2) 計画に定める具体的な施策及びその実施に必要な手段その他必要な事項及び内容に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、計画の策定に関し市長が必要と認める事項

(構成)

第3条 有識者会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱するもの（以下「委員」という。）10人以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者 二人以内
- (2) 次のいずれかに掲げる者 8人以内

ア 多摩市文化芸術ビジョン検討委員会設置要綱（令和4年多摩市告示第317号）附則第2項の規定による失効前の同要綱第3条に規定する委員（同条第2号に掲げる者に限る。）であった者

イ 多摩市内における文化、芸術等に資する活動の経験を有する者

ウ 多摩市内における文化、芸術等に関する施設又はイベントその他の事業等を運営する者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和7年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 有識者会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、有識者会議を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 有識者会議の会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 有識者会議の会議は、会長が主宰する。

3 有識者会議の会議は、原則として公開する。

4 会長は、会議に際し、原則として会議録を作成する。

(関係者の出席)

第7条 会長は、会議に際し、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 有識者会議の庶務は、くらしと文化部文化・生涯学習推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、会長が有識者会議に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年1月4日から施行する。

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

(2) 委員名簿

氏名（敬称略。五十音順）	役職等（令和7年3月時点）
青木 ひとみ	多摩市文化団体連合
伊藤 裕夫（本会議会長）	日本文化政策学会 顧問
岩佐 玲子	多摩市教育委員会教育長職務代理者 恵泉女学園大学客員教授
柏井 万作	NiEW 株式会社 代表取締役
高橋 尚子	公益財団法人多摩市文化振興財団 理事長
西口 典昭（～令和6年3月）	新都市センター開発株式会社 執行役員 施設・地域活性化業務 室長（令和6年3月時点）
沖田 敏浩（令和6年4月～）	新都市センター開発株式会社 常務執行役員
二羽 信介（～令和6年5月）	京王電鉄株式会社 開発事業本部沿線価値創造部長（令和6年5 月時点）
三浦 崇（令和6年6月～）	京王電鉄株式会社 開発事業本部沿線価値創造部長
春田 祐子	特定非営利活動法人多摩子ども劇場
横溝 惇	スタジオメガネ建築設計事務所
米屋 尚子（本会議副会長）	独立行政法人日本芸術文化振興会 基金部プログラム・オフィサー

資料3 多摩市文化芸術振興計画策定委員会

(1) 多摩市文化芸術振興計画策定委員会設置要綱

令和5年12月11日

多摩市告示第580号

改正

令和6年3月29日

多摩市告示第153号

(設置)

第1条 多摩市文化芸術振興計画（文化芸術を通して多摩市が目指す街の将来像を示す多摩市文化芸術ビジョンを実現するための具体的な施策、手段及び手順を定める計画をいう。以下「計画」という。）の策定に当たり、計画案の検討及び作成をするため、多摩市文化芸術振興計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市民の文化芸術に関する意識、活動状況等の調査及び現状の把握に関すること。
- (2) 計画案の検討及び作成に関すること。
- (3) 計画を策定するために必要な庁内調整に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、計画の策定に関し必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成する。

企画政策部健康まちづくり担当課長 協創推進室次長 市民経済部商業・観光担当課長 くらしと文化部文化・生涯学習推進課長 子ども青少年部児童青少年課長 健康福祉部障害福祉課長 教育部社会教育・文化財担当課長 公民館長 図書館長 教育部統括指導主事

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長はくらしと文化部文化・生涯学習推進課長をもって充て、副委員長は委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、委員会を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員会の会議は、委員長が主宰する。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、会議に際し、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、くらしと文化部文化・生涯学習推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年1月4日から施行する。

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和6年多摩市告示第153号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

資料4 市民アンケート結果

(1) 市民アンケート調査 (15 歳以上)

1) 調査の概要

■調査名

文化芸術に関するアンケート調査について

■調査対象

15 歳以上

■調査期間

2024 年 4 月 15 日 (月) から 2024 年 6 月 5 日 (水) まで

■調査目的

市民の文化芸術活動の実態やニーズ、市の文化芸術振興施策への期待を把握し、令和 7 年度から「多摩市文化芸術振興計画」策定のための基礎資料とするため。

■調査の手法

無作為抽出による市民へのアンケート発送のほか、以下の様々な手法を用いて、対象者を広げる形で調査を実施した。

- ・無作為抽出により、15 歳～39 歳の住民へアンケート案内チラシを送付 (2,000 部)
- ・URL、二次元コードで誘導される WEB の回答専用フォーム
- ・公共施設 (市役所本庁舎、公民館、KITAKAI さんぽ館、パルテノン多摩) におけるアンケート案内チラシおよび回答用紙、回収ボックスの設置
- ・市内の小中学校や近隣大学へのアンケート案内チラシ配布
- ・市ホームページにおけるアンケートへの回答 等

■調査の内容

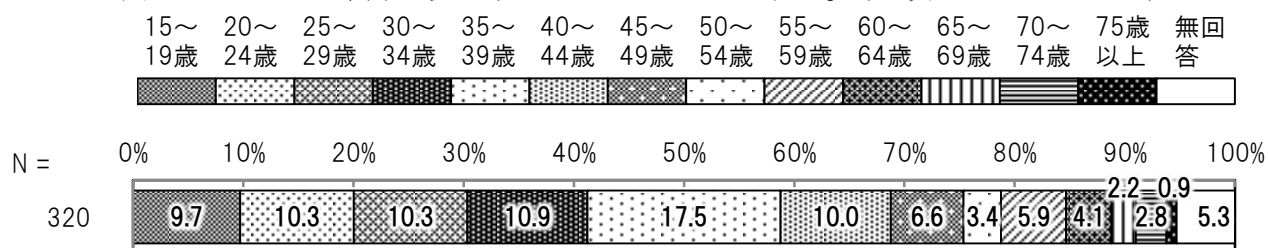
- ・回答者の属性
- ・文化芸術に関する活動について
- ・多摩市の文化芸術について
- ・子どもの文化芸術について (18 歳未満のお子さんのいる世帯の方のみ回答)
- ・自由回答

■回答状況

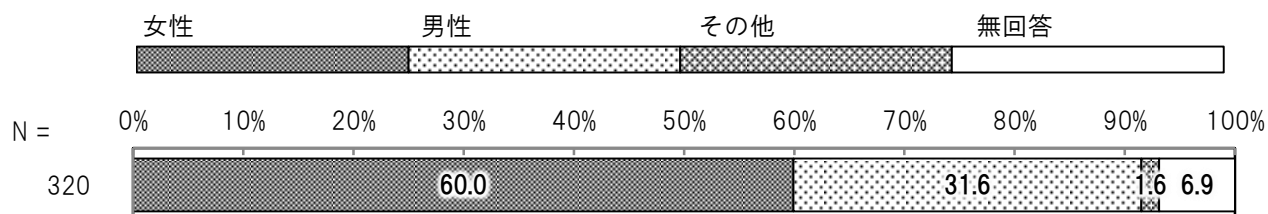
有効回答数 320 件

2) 調査の結果

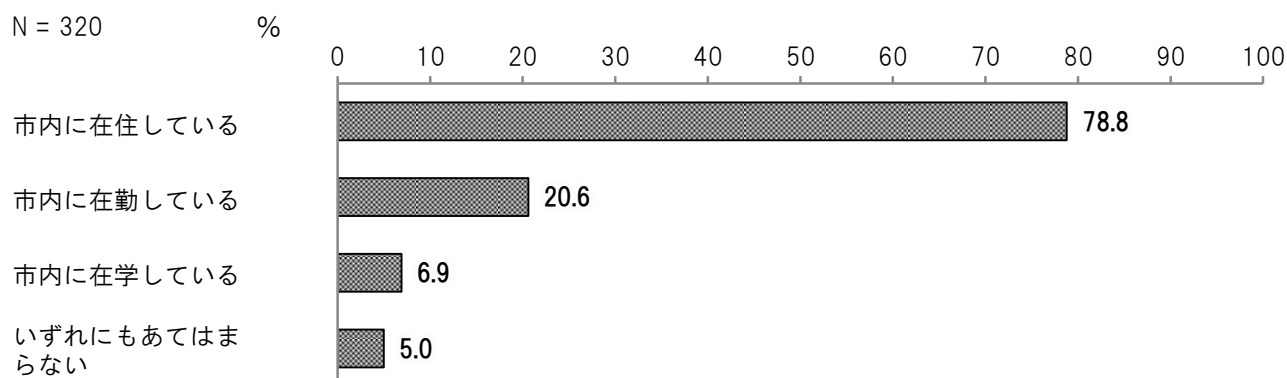
問1 あなたの年齢は次のうちどれにあたりますか。(必須ではありません)



問2 あなたの性別は次のうちどれにあたりますか。(必須ではありません)

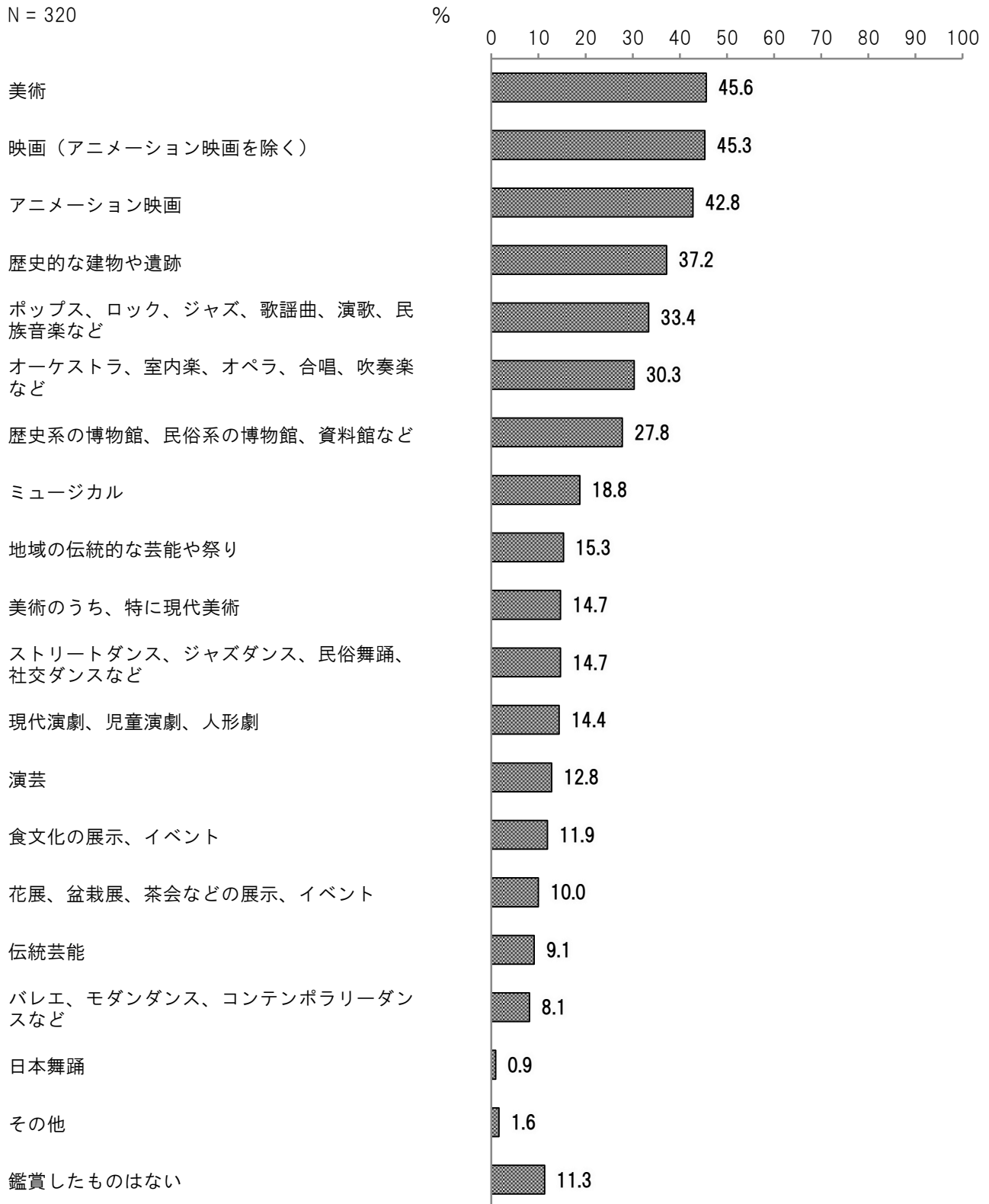


問3 あなたは、次の内どれにあてはまりますか。(〇はいくつでも)



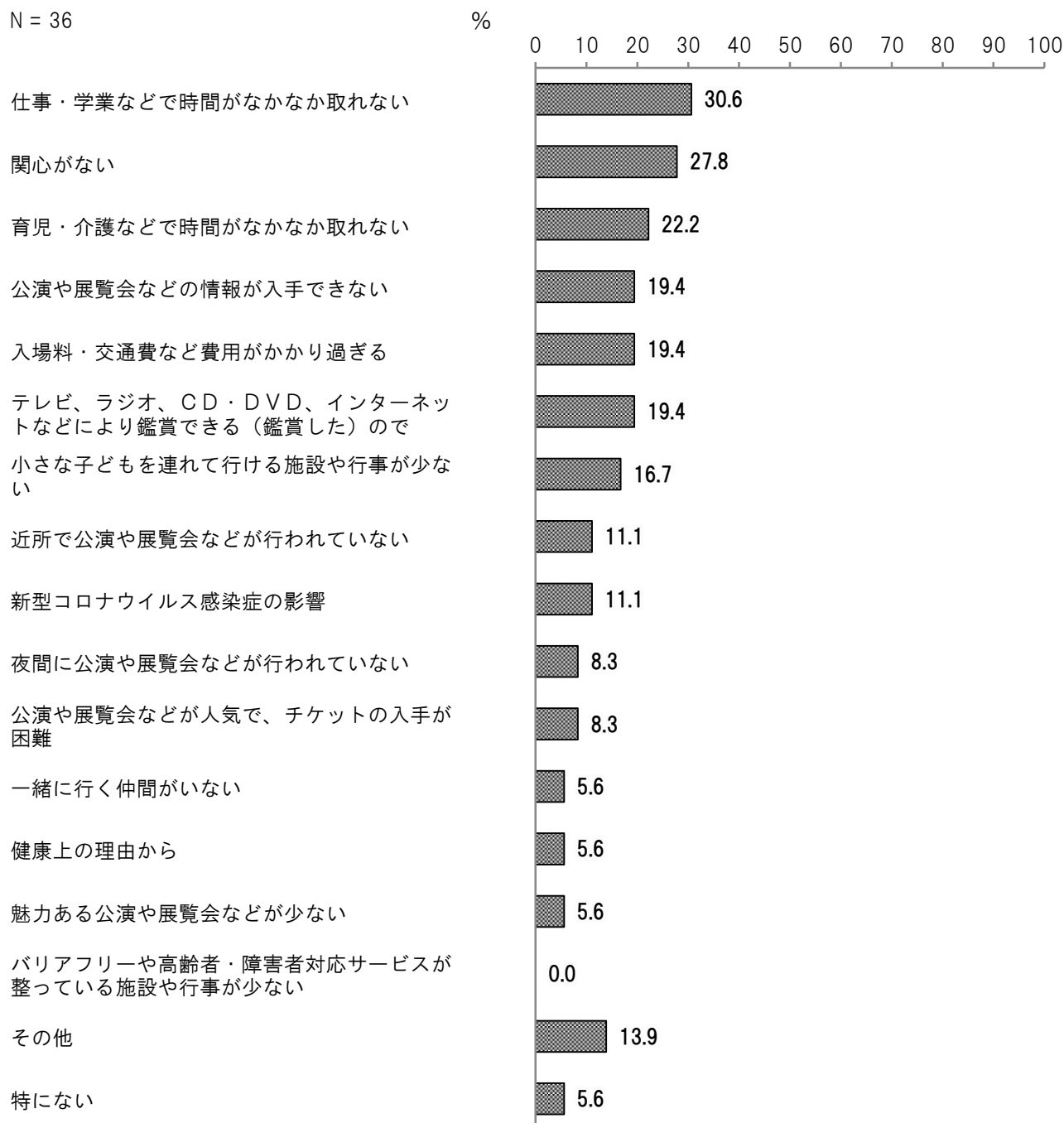
問4. あなたは、この1年間に、コンサートや美術展、映画、歴史的な文化財、アートや音楽のフェスティバル等の文化芸術イベントを直接鑑賞（テレビ、ラジオ、CD・DVD、インターネット配信等での視聴を除く鑑賞）をしたことはありますか。（〇はいくつでも）

N = 320

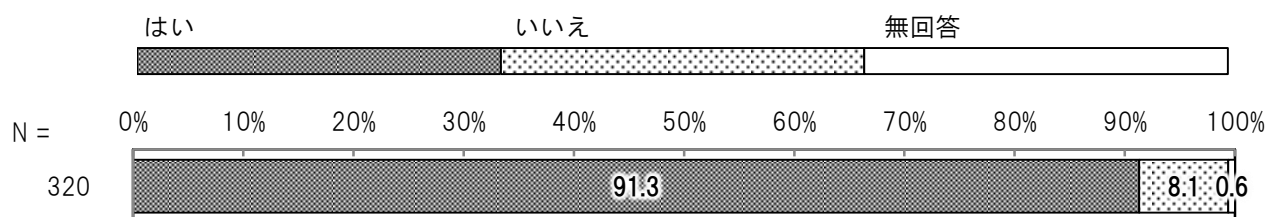


問5. 問4で「20. 鑑賞したものはない。」と答えた方におうかがいします。鑑賞しなかった理由は何ですか。(〇はいくつでも)

N = 36



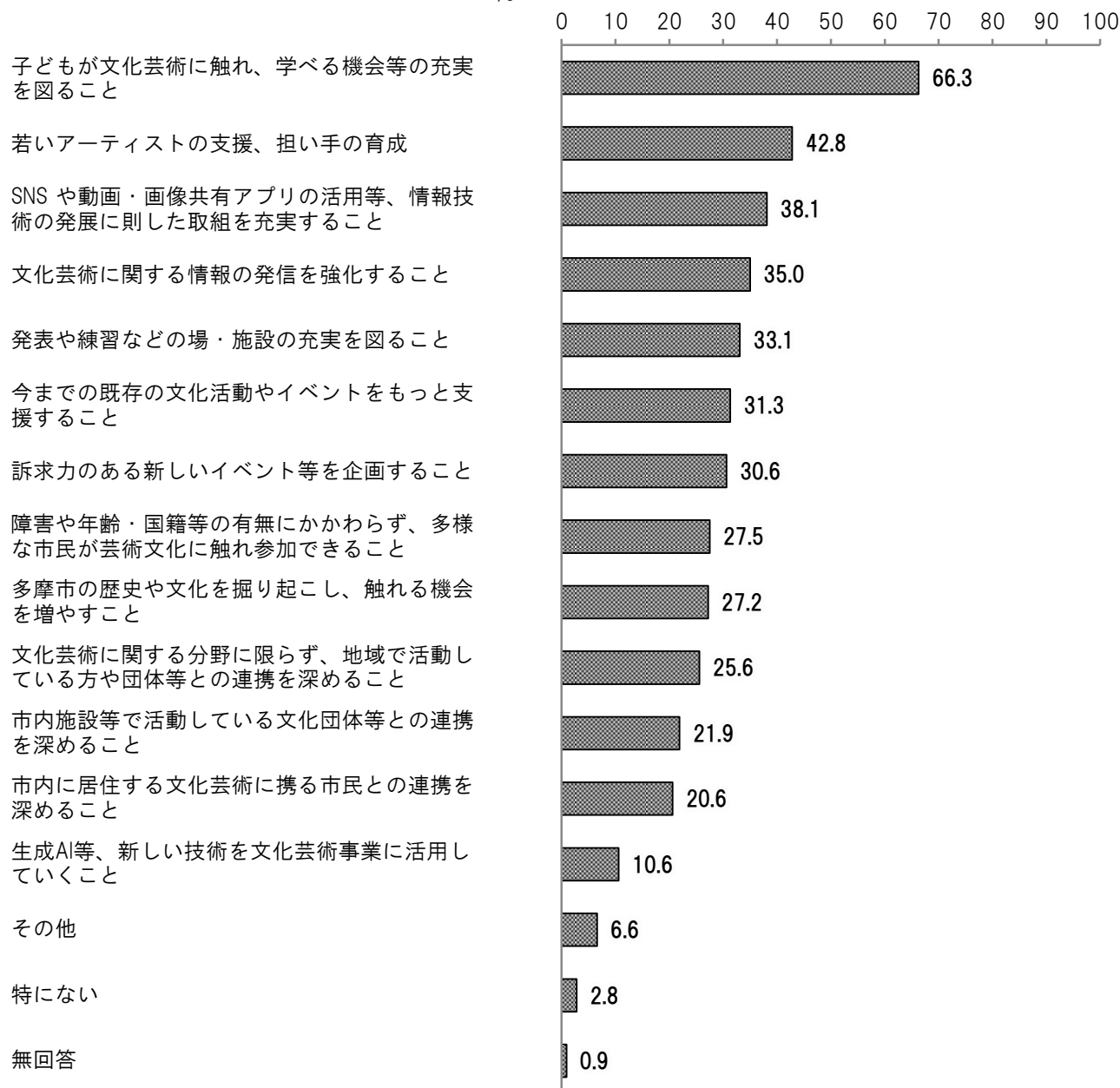
問6. あなたは子ども（18歳未満）の頃に問4に掲げられている文化芸術体験を経験しましたか



問7. 今後、市内での文化芸術を発展させるためには、多摩市はどのような施策に力を入れていくのが良いと思いますか。(〇はいくつでも)

N = 320

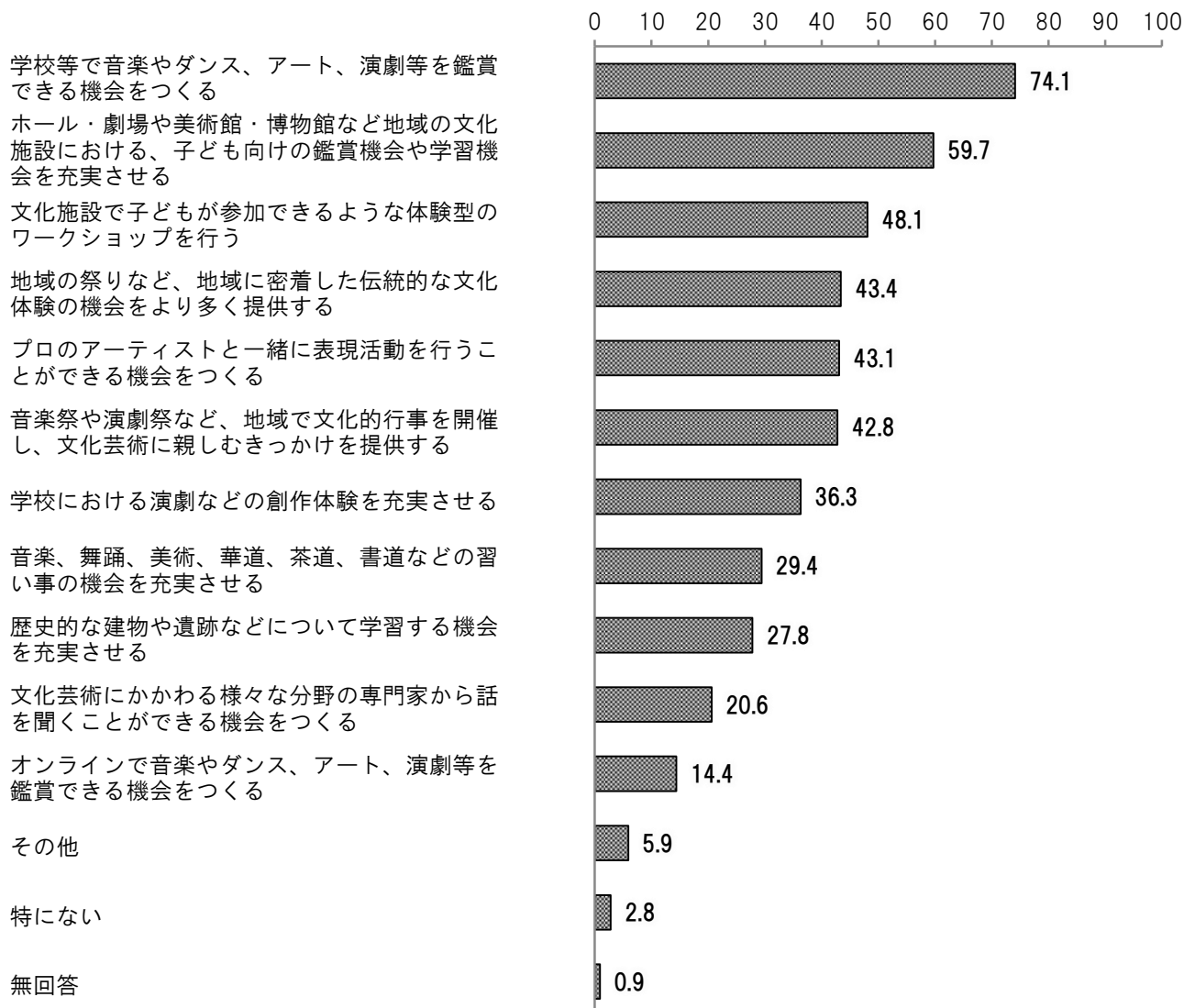
%



問 8. 多摩市みんなの文化芸術条例では、乳幼児期から文化芸術に触れる大切さを挙げています。子どもの頃から文化芸術に触れるためにはどのような取組が必要だと思いますか。(〇はいくつでも)

N = 320

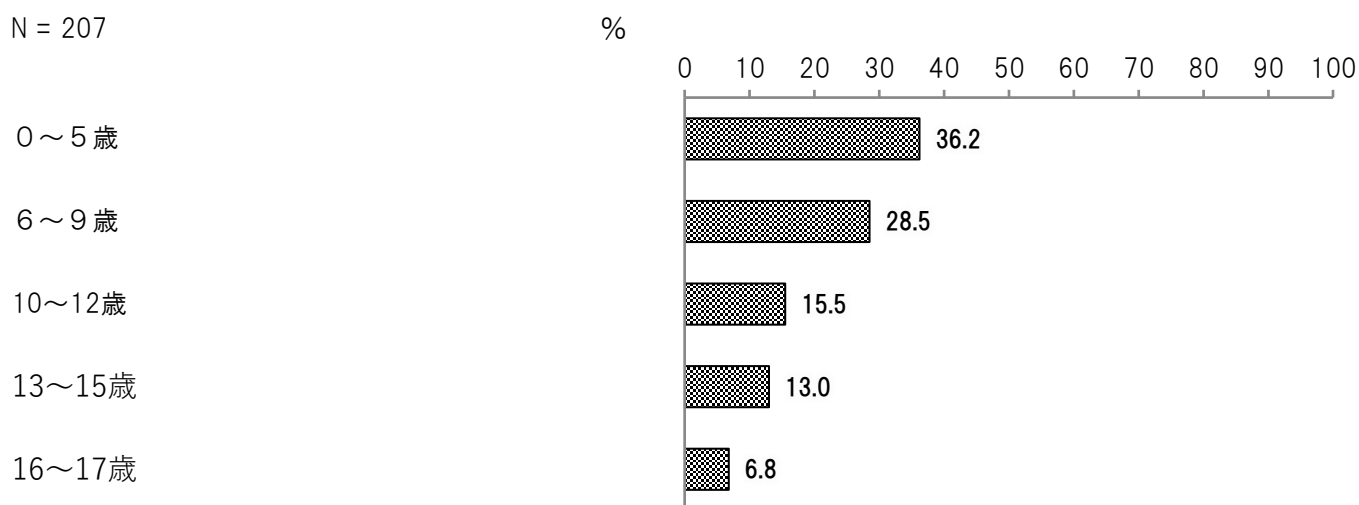
%



※本問以降の設問については、18歳未満のお子さんのいる世帯の方のみ回答のため、前問までの調査数と異なります。

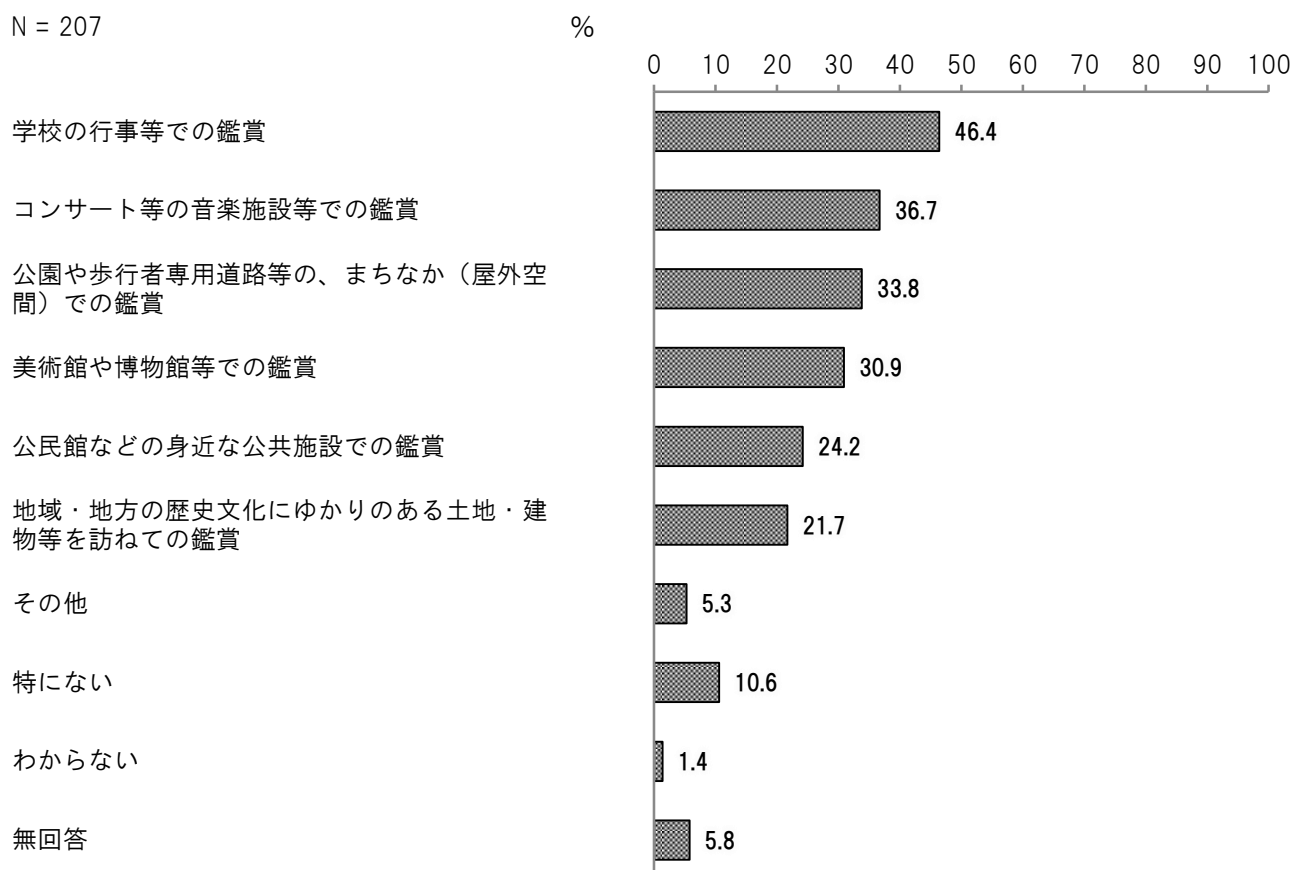
問 10. お子さんはどの年齢ですか。(〇はいくつでも)

N = 207



問 11. この1年間であなたのお子さんが鑑賞した機会はどんなことですか。(〇はいくつでも)

N = 207



(年齢別の結果)

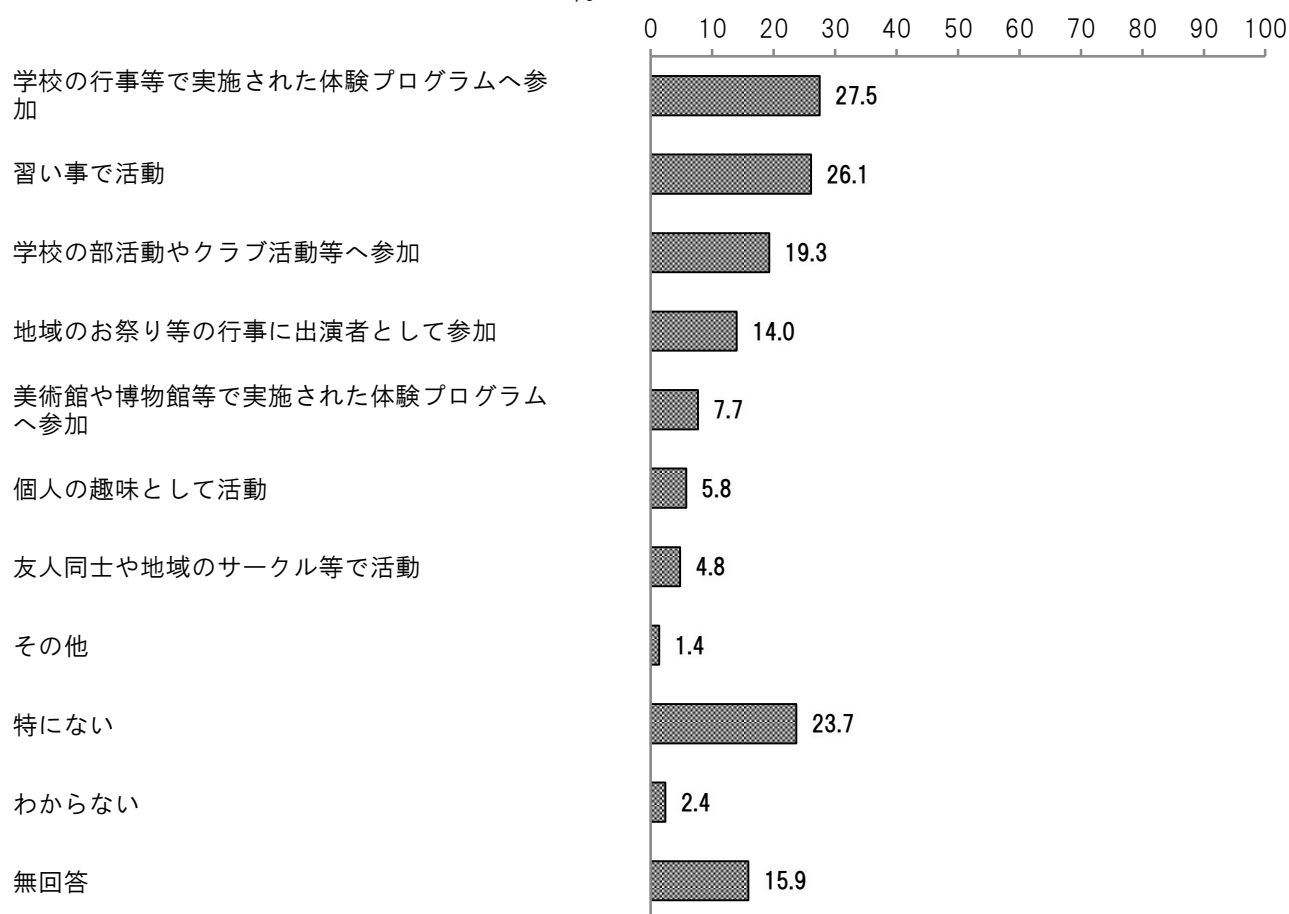
		調査数	この1年間であなたのお子さんが鑑賞した機会はどんなことですか。									
			学校の行事等での鑑賞	美術館や博物館等での鑑賞	コンサート等の音楽施設等での鑑賞	地域・地方の歴史文化にゆかりのある土地・建物等を訪ねての鑑賞	公民館などの身近な公共施設での鑑賞	公園や歩行者専用道路等の、まちなか（屋外空間）での鑑賞	その他	特にない	わからない	無回答
全 体		207 100.0	96 46.4	64 30.9	76 36.7	45 21.7	50 24.2	70 33.8	11 5.3	22 10.6	3 1.4	12 5.8
お 子 さ ん の 年 齢	0～5 歳	75 100.0	19 25.3	12 16.0	23 30.7	11 14.7	20 26.7	31 41.3	3 4.0	16 21.3	1 1.3	7 9.3
	6～9 歳	59 100.0	31 52.5	21 35.6	19 32.2	16 27.1	18 30.5	25 42.4	2 3.4	3 5.1	2 3.4	2 3.4
	10～12歳	32 100.0	20 62.5	14 43.8	11 34.4	6 18.8	5 15.6	5 15.6	1 3.1	1 3.1	0 0.0	3 9.4
	13～15歳	27 100.0	18 66.7	11 40.7	13 48.1	8 29.6	5 18.5	6 22.2	4 14.8	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	16～17歳	14 100.0	8 57.1	6 42.9	10 71.4	4 28.6	2 14.3	3 21.4	1 7.1	2 14.3	0 0.0	0 0.0

問 12. この1年間であなたのお子さんが参加あるいは活動した機会はどんなことですか。

(○はいくつでも)

N = 207

%

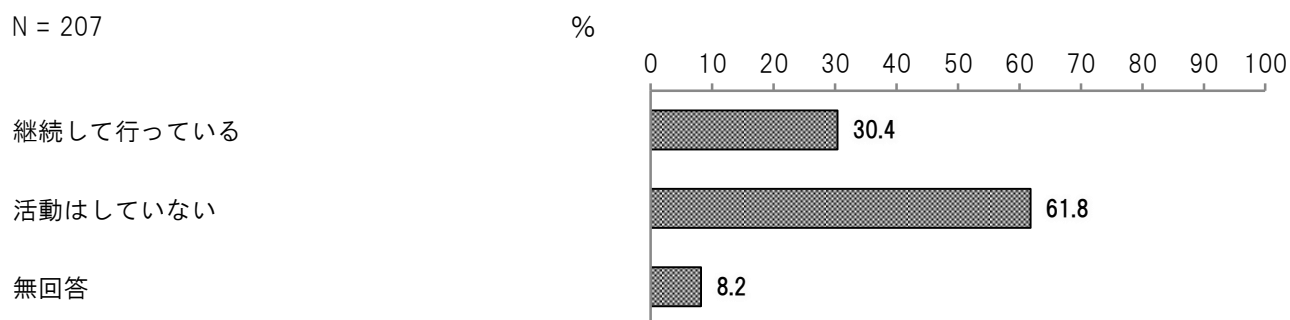


(年齢別の結果)

		調査数	この1年間であなたのお子さんが参加あるいは活動した機会はどんなことですか。										
			学校の行事等で実施された体験プログラムへ参加	学校の部活動やクラブ活動等へ参加	美術館や博物館等で実施された体験プログラムへ参加	地域のお祭り等の行事に出演者として参加	習い事で活動	個人の趣味として活動	友人同士や地域のサークル等で活動	その他	特にない	わからない	無回答
全 体		207 100.0	57 27.5	40 19.3	16 7.7	29 14.0	54 26.1	12 5.8	10 4.8	3 1.4	49 23.7	5 2.4	33 15.9
お子さんの年齢	0～5歳	75 100.0	7 9.3	1 1.3	5 6.7	8 10.7	10 13.3	1 1.3	2 2.7	1 1.3	33 44.0	3 4.0	18 24.0
	6～9歳	59 100.0	25 42.4	6 10.2	8 13.6	9 15.3	19 32.2	4 6.8	2 3.4	1 1.7	8 13.6	2 3.4	6 10.2
	10～12歳	32 100.0	13 40.6	10 31.3	1 3.1	5 15.6	17 53.1	2 6.3	4 12.5	0 0.0	3 9.4	0 0.0	4 12.5
	13～15歳	27 100.0	8 29.6	16 59.3	2 7.4	7 25.9	7 25.9	3 11.1	2 7.4	1 3.7	1 3.7	0 0.0	3 11.1
	16～17歳	14 100.0	4 28.6	7 50.0	0 0.0	0 0.0	1 7.1	2 14.3	0 0.0	0 0.0	4 28.6	0 0.0	2 14.3

問 13. あなたのお子さんは、文化芸術を通じた表現や創作に関する活動を継続して行っていますか。(〇はいくつでも)

N = 207

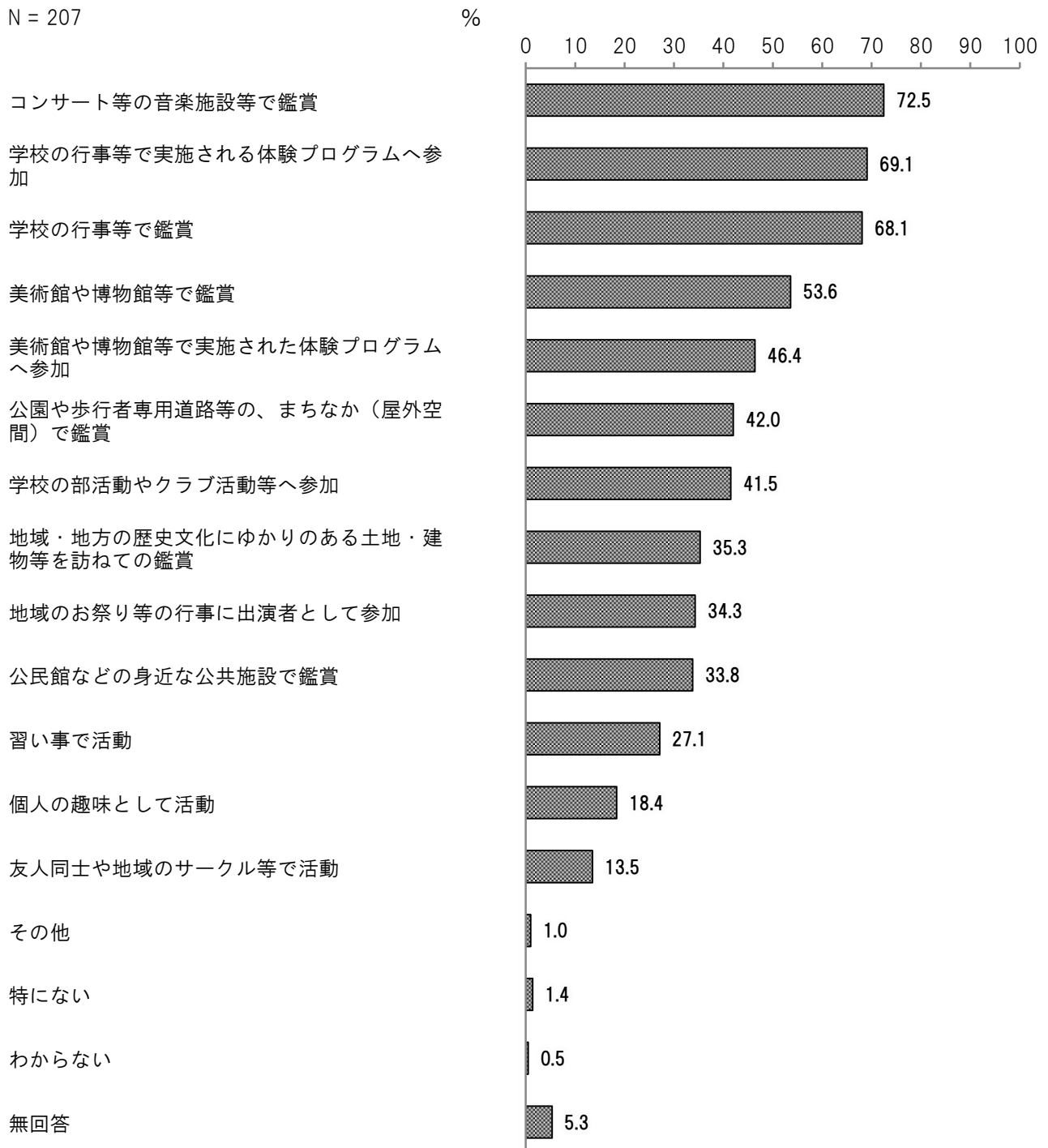


(年齢別の結果)

		調査数	あなたのお子さんは、文化芸術を通じた表現や創作に関する活動を継続して行っていますか。		
			継続して行っている	活動はしていない	無回答
全 体		207 100.0	63 30.4	128 61.8	17 8.2
お子さんの年齢	0～5歳	75 100.0	12 16.0	57 76.0	6 8.0
	6～9歳	59 100.0	22 37.3	34 57.6	4 6.8
	10～12歳	32 100.0	12 37.5	15 46.9	5 15.6
	13～15歳	27 100.0	11 40.7	14 51.9	2 7.4
	16～17歳	14 100.0	6 42.9	8 57.1	0 0.0

問 14. お子さんに、今後、どのように鑑賞、参加、活動してもらいたいですか？（〇はいくつでも）

N = 207



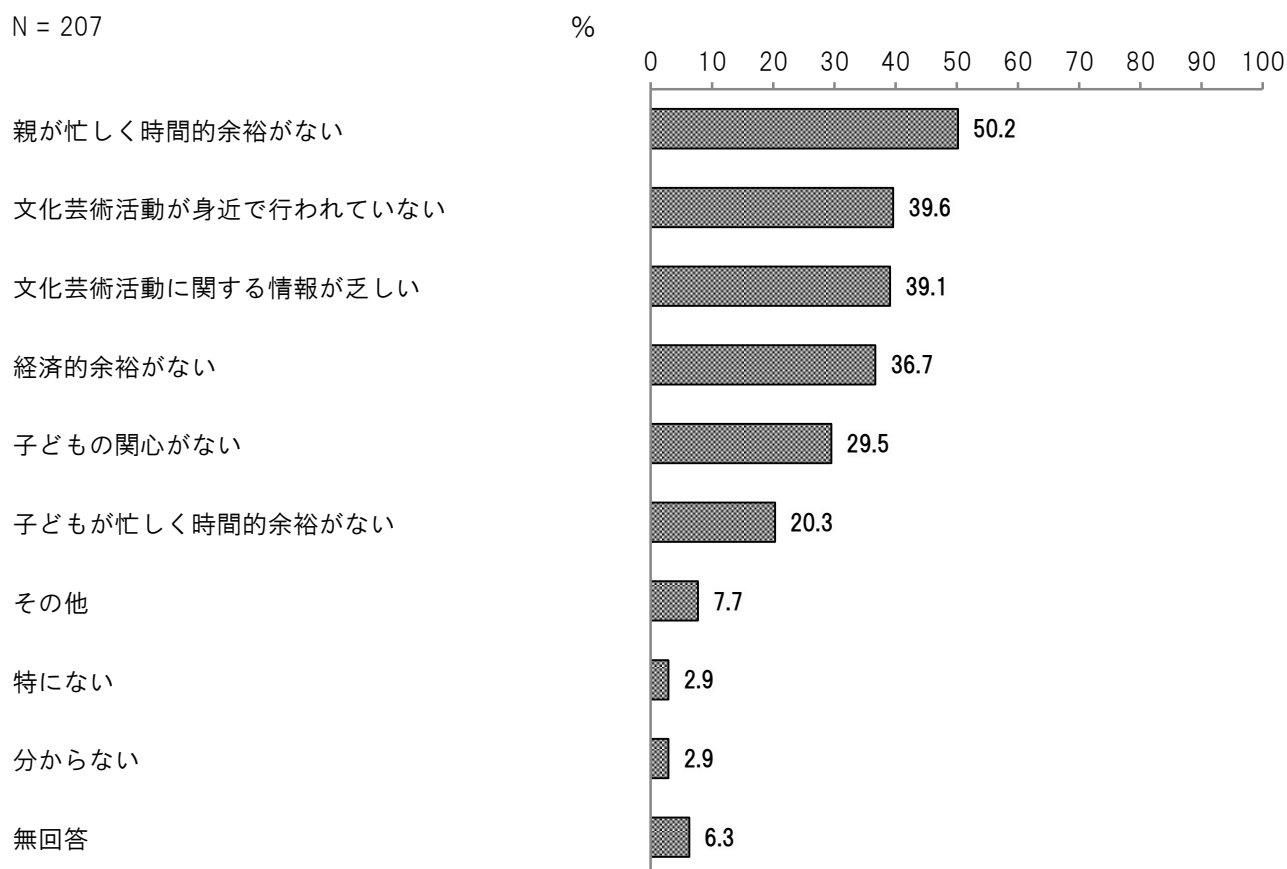
(年齢別の結果)

		調査数	お子さんに、今後、どのように鑑賞、参加、活動してもらいたいですか？										
			学校の行事等で鑑賞	学校の行事等で実施される体験プログラムへ参加	美術館や博物館等で鑑賞	美術館や博物館等で実施された体験プログラムへ参加	コンサート等の音楽施設等で鑑賞	学校の部活動やクラブ活動等へ参加	地域・地方の歴史文化にゆかりのある土地・建物等を訪ねての鑑賞	公民館などの身近な公共施設で鑑賞	公園や歩行者専用道路等の、まちなか（屋外空間）で鑑賞	地域のお祭り等の行事に参加して参加	習い事で活動
全 体		207 100.0	141 68.1	143 69.1	111 53.6	96 46.4	150 72.5	86 41.5	73 35.3	70 33.8	87 42.0	71 34.3	56 27.1
お子さんの年齢	0～5歳	75 100.0	52 69.3	46 61.3	38 50.7	41 54.7	54 72.0	31 41.3	27 36.0	31 41.3	41 54.7	28 37.3	25 33.3
	6～9歳	59 100.0	44 74.6	46 78.0	40 67.8	29 49.2	40 67.8	20 33.9	23 39.0	20 33.9	28 47.5	19 32.2	17 28.8
	10～12歳	32 100.0	22 68.8	25 78.1	15 46.9	15 46.9	24 75.0	14 43.8	12 37.5	12 37.5	10 31.3	13 40.6	9 28.1
	13～15歳	27 100.0	17 63.0	20 74.1	10 37.0	6 22.2	19 70.4	15 55.6	7 25.9	6 22.2	6 22.2	10 37.0	5 18.5
	16～17歳	14 100.0	6 42.9	6 42.9	8 57.1	5 35.7	13 92.9	6 42.9	4 28.6	1 7.1	2 14.3	1 7.1	0 0.0
		調査数	個人の趣味として活動	友人同士や地域のサークル等で活動	その他	特にない	わからない	無回答					
全 体		207 100.0	38 18.4	28 13.5	2 1.0	3 1.4	1 0.5	11 5.3					
お子さんの年齢	0～5歳	75 100.0	13 17.3	12 16.0	2 2.7	2 2.7	1 1.3	5 6.7					
	6～9歳	59 100.0	12 20.3	5 8.5	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 5.1					
	10～12歳	32 100.0	6 18.8	4 12.5	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 9.4					
	13～15歳	27 100.0	4 14.8	6 22.2	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0					
	16～17歳	14 100.0	3 21.4	1 7.1	0 0.0	1 7.1	0 0.0	0 0.0					

問 15. 子どもの頃から、文化芸術に触れるには、どのようなことが妨げだと思いますか。

(○はいくつでも)

N = 207



(年齢別の結果)

		調査数	子どもの頃から、文化芸術に触れるには、どのようなことが妨げだと思いますか。									
			文化芸術活動に関する情報が乏しい	文化芸術活動が身近で行われていない	経済的余裕がない	親が忙しく時間的余裕がない	子どもが忙しく時間的余裕がない	子どもの関心がない	その他	特にない	分からない	無回答
全 体		207 100.0	81 39.1	82 39.6	76 36.7	104 50.2	42 20.3	61 29.5	16 7.7	6 2.9	6 2.9	13 6.3
お子さんの年齢	0～5歳	75 100.0	33 44.0	35 46.7	38 50.7	46 61.3	7 9.3	20 26.7	7 9.3	2 2.7	2 2.7	7 9.3
	6～9歳	59 100.0	24 40.7	22 37.3	14 23.7	30 50.8	9 15.3	22 37.3	5 8.5	0 0.0	1 1.7	5 8.3
	10～12歳	32 100.0	13 40.6	14 43.8	11 34.4	15 46.9	11 34.4	7 21.9	1 3.1	1 3.1	1 3.1	2 6.3
	13～15歳	27 100.0	8 29.6	7 25.9	9 33.3	10 37.0	9 33.3	10 37.0	2 7.4	2 7.4	1 3.7	0 0.0
	16～17歳	14 100.0	3 21.4	4 28.6	4 28.6	3 21.4	6 42.9	2 14.3	1 7.1	1 7.1	1 7.1	1 7.1

(2) 高校生ヒアリング調査

1) 調査の概要

■調査名

文化芸術に関する高校生へのヒアリング調査について

■調査対象

多摩大学付属聖ヶ丘高等学校

■実施日

2024年4月17日(水)、5月15日(水)

■調査目的

多摩市内の高等学校に通う高校生の文化芸術活動のニーズ、文化芸術について理想とするまちの姿を把握し、令和7年度から「多摩市文化芸術振興計画」策定のための基礎資料とするため。

■調査の手法

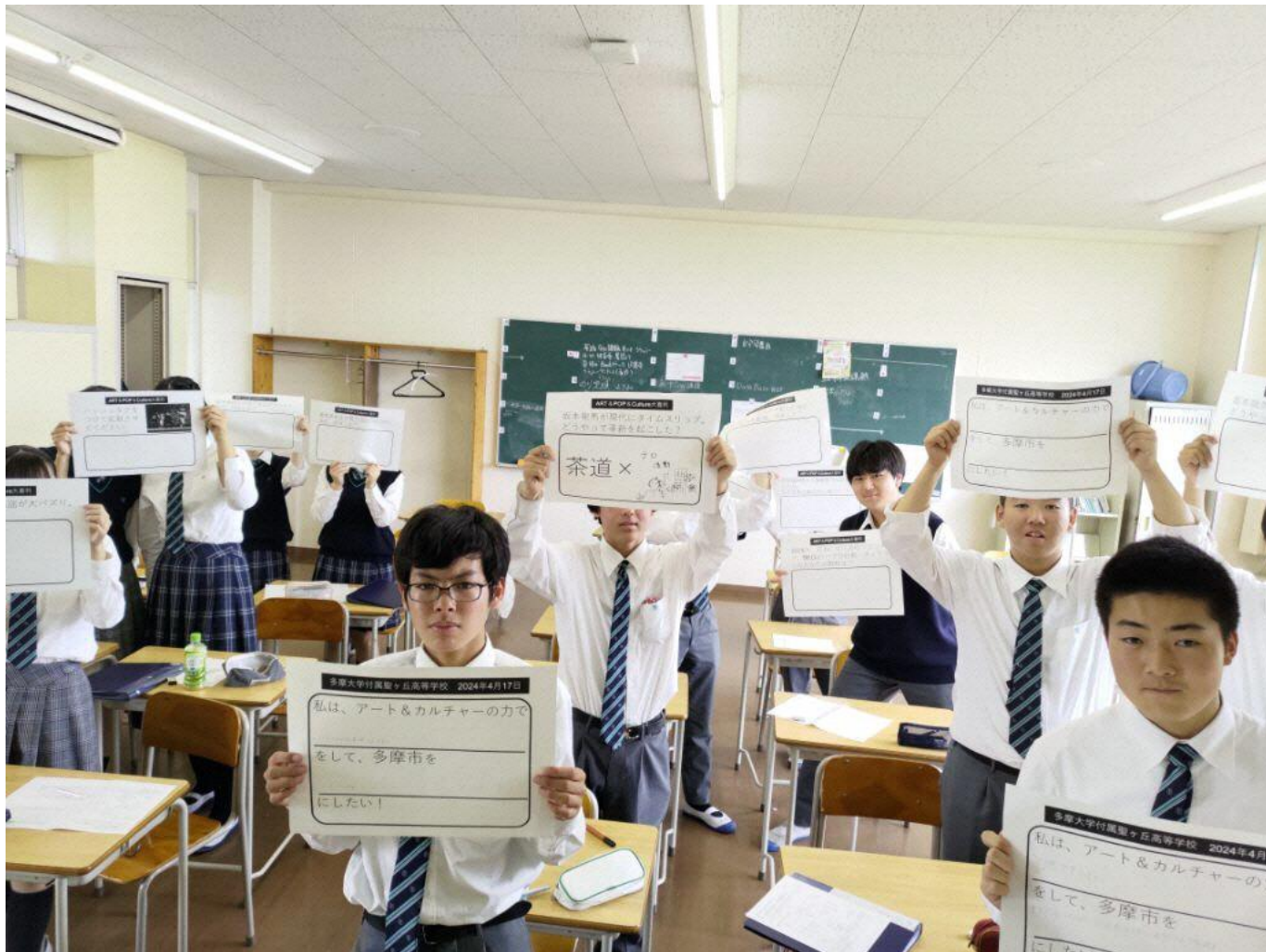
市職員による聞き取り調査



私はアート＆カルチャーの力で
街と人を装飾して
多摩市を美しく
したい!

私はアート＆カルチャーの力で
フェスやパーティなどのイベン
トをして多摩市を様々な世代が
関わり合える街にしたい!

私はアート＆カルチャーの力で
地域の美術部や吹奏楽部の中高
生と地域の方が交流できるイベ
ントをして、多摩市を人々が繋
がれるようにしたい



私はアート＆カルチャーの力で
流行を産み出して
多摩市を「意外と特急停まるん
だ」と言われなくようにしたい!

私はアート＆カルチャーの力で
キャラクターやアニメ、漫画が
あふれる街にして多摩市を若者
や外国人にウケる街にしたい!

私はアート＆カルチャーの力で
多種多様な芸術であふれさせて
多摩市を色々な価値観を持った
人がみんな笑顔になれるように
したい!

資料5 文化芸術団体ヒアリング結果

1) 調査の概要

■調査名

文化芸術に関するヒアリング調査について

■調査対象

市内で活動する文化芸術団体や文化施設等、25 団体

■調査期間

2024 年 6 月 28 日（金）から 2024 年 7 月 25 日（木）まで

■調査目的

団体の文化芸術活動の実態やニーズ、市の文化芸術振興施策への期待を把握し、令和 7 年度からの「多摩市文化芸術振興計画」策定のための基礎資料とするため。

■調査の手法

- ・調査員が出向き、対面またはメールによる聞き取り調査

■調査の内容

- ・団体の概要（活動内容、活動日、活動場所、所属人数など）
- ・活動の目標、展望、今後なにを実現していきたいか
- ・市民との関わり、地域に貢献できる活動について
- ・感じている課題
- ・公演や事業を行う際の市有施設の利用について
- ・助成金の活用について
- ・他団体（企業・施設）との連携状況
- ・市に期待すること

■調査対象一覧

調査対象は、庁内調査時に把握した活動もしくは市が後援する団体、文化団体連合は役員の団体、有識者会議や策定委員会でのご意見に基づく属性の団体などを中心に選定した。また、ホームページなどの情報を参考に声をかけた団体もあり、その中から応諾いただいた 25 団体にヒアリング調査を実施した。

番号	団体名	活動ジャンル
1	Yosuke Fujiki Van Gogh Co., Ltd.	キュレーター
2	スタジオメガネ	建築家・まちづくり団体
3	個人で活動しているアーティスト	美術家・彫刻家
4	おむすびや たまる	クリエイター
5	mikke_remikke	クリエイター
6	美術ひろばタネノス	ギャラリー
7	多摩市国際交流センター(TIC)	国際文化交流団体
8	パルナソス多摩（武蔵野音大）	劇場・ホール等
9	多摩ウィンドフィルハーモニーオーケストラ	実演家団体
10	帝京大学総合博物館	美術館・博物館等
11	TAMA セントラルパーク JV	まちづくり団体
12	TAMA 映画フォーラム	イベント実行委員会等
13	多摩市舞踊連盟	文化団体連合
14	多摩市囲碁連盟	文化団体連合
15	多摩市華道連盟	文化団体連合
16	多摩おわら節同好会	文化団体連合
17	せいせき鼓桜・太鼓連	文化団体連合
18	白樺美術連盟	文化団体連合
19	多摩こども劇場	実演家団体
20	多摩ファミリーシンガーズ	実演家団体
21	clover26	実演家団体
22	KDDI MUSEUM	美術館・博物館等
23	KPKA	実演家団体
24	MichiLab	まちづくり団体
25	啓光学園	障がい者支援団体

資料6 文化財およびアート一覧

(1) 文化財一覧

名称（所在地）	種類
木造隨身倚像（2体）（小野神社、一ノ宮 1-18-8）	都指定文化財（有形文化財）
南多摩のメカイ製作技術（多摩市内）	都指定文化財（無形民俗文化財（民俗技術））
稲荷塚古墳（百草 1140-1 他）	都指定文化財（史跡）
霞ノ関南木戸柵跡（関戸 5-35-5 熊野神社）	都指定文化財（史跡）
多摩ニュータウン No.57 遺跡（落合 1-14-2 都立埋蔵文化財センター）	都指定文化財（史跡）
平久保のシイ（2本）（平久保公園）	都指定文化財（天然記念物）
旧多摩聖蹟記念館（連光寺 5-1-1 都立桜ヶ丘公園）	市指定文化財（有形文化財）
旧有山家住宅（南野 2-13 一本杉公園）	市指定文化財（有形文化財）
関戸文書（2通）（市教育委員会）	市指定文化財（有形文化財）
調布多摩川惣画図（市教育委員会）	市指定文化財（有形文化財）
阿弥陀三尊来迎板碑（市教育委員会）	市指定文化財（有形民俗文化財）
念仏供養板碑（貝取 1-15-15）	市指定文化財（有形民俗文化財）
地藏菩薩像（貝取 1-18-1）	市指定文化財（有形民俗文化財）
阿弥陀如来像（貝取 1-18-1）	市指定文化財（有形民俗文化財）
庚申塔（貝取 1-18-1）	市指定文化財（有形民俗文化財）
麦花塚（貝取 1-18-1）	市指定文化財（有形民俗文化財）
落合白山神社の三匹獅子舞用具（落合 2-2-1 落合白山神社）	市指定文化財（有形民俗文化財）
地藏菩薩像（鶴牧 2-25-17）	市指定文化財（有形民俗文化財）
ケヤキ（2本）（連光寺 1-8-9 春日神社）	市指定文化財（天然記念物）
ムクノキ（連光寺 6-6-11 白山神社）	市指定文化財（天然記念物）
スダジイ（連光寺 6-19 八坂神社）	市指定文化財（天然記念物）
シダレザクラ（鶴牧 2-22-5 鶴牧西公園）	市指定文化財（天然記念物）
スダジイ（南野 2-14 一本杉公園）	市指定文化財（天然記念物）
ケヤキ（豊ヶ丘 1-21-3 子ども家庭支援センター内）	市指定文化財（天然記念物）
川井家住宅主屋（鶴牧 2-22-2 他）	国登録有形文化財（建造物）
旧川井家住宅土蔵（鶴牧 2-22-6）	国登録有形文化財（建造物）

(2) アート一覧

モニュメントおよび絵画は、市で管理しているもののうち、主だったものを記載。

名称（設置・保管場所）※令和7年4月時点	種類
「マイ・タウン」等（パルテノン多摩収蔵庫）	壁画
輪華（桜ヶ丘浄水所配水塔）	壁画
鐘のあるモニュメント～楽人のプラッツ～（聖蹟桜ヶ丘 U ロード）	モニュメント
母子像、三人の子どもの像、時計塔の彫刻（イルカに乗る子ども、鳥につかまる子ども）（愛宕東公園）	モニュメント
陽光（九頭龍公園）	モニュメント
蒼天（多摩市役所）	モニュメント
ろくせぶのなかま（ろくせぶ公園）	モニュメント
草をはむ（羊）、（兎）、（牛）（和田 倉沢川緑地）	モニュメント
MILE STONE（和田 殿田中央公園）	モニュメント
Jill（唐木田駅前）	モニュメント
光と色のささやき（永山駅前）	モニュメント
希望（聖蹟桜ヶ丘駅前）	モニュメント
蒼穹へ（パルテノン多摩）	モニュメント
碧イ壁ハ風ノ椅子（パルテノン多摩）	モニュメント
明治天皇騎馬像（旧多摩聖蹟記念館）	モニュメント
薄められた時刻（エコプラザ多摩）	絵画
樹海と空間（多摩市役所）	絵画
空（貝取こぶし館）	絵画
地球の見た夢：SCENE2（貝取こぶし館）	絵画
elephant boat（愛宕かえで館）	絵画
微笑む木もれ日（多摩市役所）	絵画
放浪者の肖像 V（多摩市役所）	絵画
人力飛行の研究（健康センター）	絵画
礼拝堂（乞田・貝取ふれあい館）	絵画
落葉の多摩（聖蹟桜ヶ丘駅出張所）	絵画
ざわめく（多摩市役所）	絵画
静止する街（KITAKAI さんぽ館）	絵画
a limousine（パルテノン多摩収蔵庫）	絵画
E G G A（パルテノン多摩収蔵庫）	絵画
In The Rain（パルテノン多摩収蔵庫）	絵画
north（パルテノン多摩収蔵庫）	絵画
reverse side A-1991（パルテノン多摩収蔵庫）	絵画
RUSTY ・ 921202（パルテノン多摩収蔵庫）	絵画

名称（設置・保管場所）※令和 7 年 4 月時点	種類
STAR OF AFRICA #3（パルテノン多摩収蔵庫）	絵画
青を拓く（A）（パルテノン多摩収蔵庫）	絵画
青を拓く（B）（パルテノン多摩収蔵庫）	絵画
薫（パルテノン多摩収蔵庫）	絵画
滴（パルテノン多摩収蔵庫）	絵画
拓く（パルテノン多摩収蔵庫）	絵画
深風景（羽虫のいる）（パルテノン多摩収蔵庫）	絵画
意思を持つ水－3（パルテノン多摩収蔵庫）	絵画
夏に想う（上高地）（パルテノン多摩収蔵庫）	絵画
火芯（パルテノン多摩収蔵庫）	絵画
華（パルテノン多摩収蔵庫）	絵画
趣味（パルテノン多摩収蔵庫）	絵画
審判（パルテノン多摩収蔵庫）	絵画
父と子の季節（パルテノン多摩収蔵庫）	絵画
変容（青）（パルテノン多摩収蔵庫）	絵画
籠のある静物（パルテノン多摩収蔵庫）	絵画
エルニーニョの遺言（からきだ菖蒲館）	絵画
洸（諏訪地区市民ホール）	絵画
回帰風景（多摩市役所）	絵画
Evanescence -揺れ動く光-（総合体育館）	絵画
白犀（多摩清掃工場）	絵画
樹塊（多摩市役所）	絵画
丘の上の日（多摩南部地域病院）	絵画
雪の尾根幹道路（多摩南部地域病院）	絵画
土曜日の午後（多摩南部地域病院）	絵画
夕立がくる（多摩市役所）	絵画
8 8 桂（B）（東寺方地区市民ホール）	絵画
'91.7.（ひじり館）	絵画
春近く（多摩市役所）	絵画
私空間（多摩市役所）	絵画
径（ゆう桜ヶ丘）	絵画
交叉（ゆう桜ヶ丘）	絵画
跛行 L（パルテノン多摩収蔵庫）	美術品
跛行 R（パルテノン多摩収蔵庫）	美術品
魚の広場～日本魚貝図譜～（パルテノン多摩）	タイル画

令和3年9月21日
多摩市条例第22号

私たちが暮らす多摩市は、多摩ニュータウン開発により整備された街並みと緑あふれる豊かな自然環境を併せ持った調和のとれた街です。代々この街に住んでいる人々と新たに移り住んだ人々が、共に関わり合い、互いにつながりを築き、先人から受け継いだ伝統文化を継承し、また、文化芸術を創出することで、多摩市の文化は形作られてきました。文化芸術は、私たちの心に潤いと安らぎをもたらしてくれるとともに、創造する力を育て、豊かな個性と自己肯定感を育む力を持っており、次代を担う子どもたちの成長に大きく寄与するものです。また、文化芸術に触れることで、感性を豊かにし、共感する心、そして他者を理解する力を養うことができます。さらに、文化芸術を通して、地域を越えて人々とのつながりを築いていくこともできます。このように、文化芸術は、私たちの生活や子どもたちの成長になくてはならないもので、私たちの住む街の活力となるものです。文化芸術の発展には、表現活動を自ら行う者、支える者、普及する者、継承する者及び享受する者が、相互に関係し合うこと、そして誰もが、これらの者になり得ることが大切です。このことに鑑み、私たちは、全ての市民が文化芸術を享受する権利を有し、自らが表現活動の担い手になることができること及び表現活動の担い手及び鑑賞者・享受者への支援を行っていくことが重要であることを確認します。私たちは、これまでの文化芸術を継承すること、そして新しい文化芸術を創造し、さらに発展させることを通して、多摩市に暮らし、多摩市に集う全ての人々が、平和で心豊かに過ごし、生活の質を高めることで、魅力ある地域社会を実現することを目指し、ここに、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、多摩市（以下「市」という。）の区域における文化及び芸術（以下「文化芸術」という。）の振興に関し、基本的な事項を定め、市民の権利及び役割並びに市の役割を明らかにすることで、市民の創造性及び豊かな感性を育むとともに、市民が心豊かに暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「市民」とは、多摩市自治基本条例（平成16年多摩市条例第1号）第3条第2号に規定する市民をいう。

2 この条例において、「表現活動の担い手」とは、市民であって次の各号のいずれかに掲げるものをいう。

- (1) 職業としているか及び活動の形態を問わず、文化芸術に係る有形又は無形の創造・表現活動を自ら行うもの
- (2) 創造・表現活動を支えるもの
- (3) 創造・表現活動並びに伝統文化及び文化財の継承及び普及に取り組むもの

3 この条例において、「鑑賞者・享受者」とは、市民であるかを問わず、文化芸術に係る表現活動を受け止めるものをいう。

（基本理念）

第3条 文化芸術の振興に当たっては、性別、国籍、職業、障害の有無、経済状況等にかかわらず、乳幼児から高齢者までのあらゆる市民について文化芸術に関与し、又は参加し、及びこれを創造・表現し、又は鑑賞・享受する権利が保障されるとともに、文化芸術を通して相互に理解し、及び尊重することができる地域社会の実現が図られることが考慮されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、表現活動の担い手による活動の自主性、創造性及び多様性が尊重されなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、表現活動の担い手による活動への支援が図られなければならない。

4 文化芸術の振興に当たっては、次代の表現活動の担い手の育成が図られなければならない。

5 文化芸術の振興に当たっては、先人から受け継がれた伝統文化及び文化財が継承されるとともに、継続的に文化芸術が創造される環境の整備が図られなければならない。

6 文化芸術の振興に当たっては、鑑賞者・享受者の増加が図られなければならない。

7 文化芸術の振興に当たっては、市の区域の内外を問わず、様々な人及び団体の連携が促進されるとともに、過去から現在までの間に営まれてきた活動及び創り出されたものが、未来にわたり有機的に結びつき、発展していく社会環境づくりが図られなければならない。

8 文化芸術の振興に当たっては、市民の文化芸術活動が充実するための取組の推進を図り、もって生活の質の向上及び市民自身による文化芸術の発展に寄与するものでなければならない。

（市民の権利及び役割）

第4条 市民は、自ら文化芸術を享受し、及び表現活動の担い手として活動する権利を有する。

2 市民は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、表現活動の担い手及びその活動について理解し、尊重するよう努めるものとする。

（表現活動の担い手の役割）

第5条 表現活動の担い手は、文化芸術の継承及び発展のため、地域社会の一員として、市民及び地域社会に根ざした活動に取り組むよう努めるものとする。

2 表現活動の担い手は、正当な理由なく、その文化芸術活動において、人の尊厳を害し、又は人権を侵害してはならない。

（市の役割）

第6条 市は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

2 市は、表現活動の担い手が自主的かつ創造的に多様な文化芸術活動を行い、及び文化芸術の継承又は普及をしていくことができる環境の整備を行うための施策を実施するものとする。

3 市は、市民及び市の区域を訪れる者が日常的に文化芸術に親しめる機会を提供するとともに、鑑賞者・享受者を増やす施策を実施するものとする。

4 市は、広く市民と連携し、文化芸術の振興を図らなければならない。

5 市は、公正かつ中立な立場で、表現の自由の保障に努めるものとする。

6 市は、文化芸術の振興のため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（子どもたちのための取組）

第7条 市は、次代を担う子どもたちが乳幼児期から身近に文化芸術に触れることで、文化芸術に対する理解を深め、豊かな人間性を育むことができるよう、文化芸術活動に参加する権利の保障に努めるとともに、次に掲げる取組を市民と協力し推進するものとする。

(1) 子どもたちが乳幼児期から日常的に文化芸術に触れることができる機会の確保に努めること。

(2) 成長期における子どもたちの豊かな創造力、思考力等を養うために、経済状況及び家庭環境を問わず、児童期及び青年期において、子どもたちが質の高い文化芸術を鑑賞し、又は体験する機会の確保に努めること。

（計画の策定）

第8条 市は、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ中長期的な視点に基づき計画的に推進するため、文化芸術の振興に係る計画を策定するものとする。

（多摩市文化芸術推進委員会の設置）

第9条 市は、前条の計画の推進及び同条の施策の評価を行うため、多摩市文化芸術推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置するものとする。

2 推進委員会は、市の区域における文化芸術活動について知見又は経験を有する市民、文化芸術について知見を有する専門家その他の者で構成するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、推進委員会について必要な事項は、市長が別に定める。

（多摩市立複合文化施設の位置付け）

第10条 多摩市立複合文化施設（多摩市立複合文化施設条例（昭和61年多摩市条例第48号）第1条に規定する多摩市立複合文化施設をいう。）は、市の区域内の他の文化施設、市民活動施設又は教育機関と連携し、地域の文化芸術活動の拠点施設として、多様な人々が集まり、交流し、にぎわうみんなの広場となるとともに、文化芸術の振興ひいては地域経済の活性化に寄与する施設として活用されなければならない。

（国等との連携）

第11条 市は、国及び他の地方公共団体と連携し、文化芸術の振興を図るよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

目次

前文

第一章 総則（第一条―第六条）

第二章 文化芸術推進基本計画等（第七条・第七条の二）

第三章 文化芸術に関する基本的施策（第八条―第三十五条）

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備（第三十六条・第三十七条）

附則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らか

にするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。

5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。

9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の関心及び理解)

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(文化芸術団体の役割)

第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 文化芸術推進基本計画等

(文化芸術推進基本計画)

第七条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。

4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。

5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

（地方文化芸術推進基本計画）

第七条の二 都道府県及び市（特別区を含む。第三十七条において同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第三号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（次項において「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第三章 文化芸術に関する基本的施策

（芸術の振興）

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

（メディア芸術の振興）

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

（伝統芸能の継承及び発展）

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（芸能の振興）

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及）

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化財等の保存及び活用）

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における文化芸術の振興等）

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国際交流等の推進）

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

（芸術家等の養成及び確保）

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化芸術に係る教育研究機関等の整備等）

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国語についての理解）

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

（日本語教育の充実）

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

（著作権等の保護及び利用）

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利（以下この条において「著作権等」という。）について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国民の鑑賞等の機会の充実）

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実）

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（青少年の文化芸術活動の充実）

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校教育における文化芸術活動の充実）

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（劇場、音楽堂等の充実）

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（美術館、博物館、図書館等の充実）

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における文化芸術活動の場の充実）

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

（公共の建物等の建築に当たっての配慮等）

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

（情報通信技術の活用の推進）

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（調査研究等）

第二十九条の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等）

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（民間の支援活動の活性化等）

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（関係機関等の連携等）

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

（顕彰）

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を取めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

（政策形成への民意の反映等）

第三十四条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

（地方公共団体の施策）

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備

（文化芸術推進会議）

第三十六条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

（都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等）

第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年六月二三日法律第七三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討)

第二条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成三〇年六月八日法律第四二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年六月七日法律第二六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

多摩市文化芸術振興計画 素案
令和 7（2025）年度～令和 16（2034）年度

発 行：多摩市
編 集：多摩市 くらしと文化部
文化・生涯学習推進課
〒206-8666
東京都多摩市関戸 6-12-1
TEL 042-375-8111
